

令和 7 年 6 月 10 日

第 2 回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和7年6月10日(火) 午前9時0分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	村井 勉
13番	渡邊美喜子	14番	尾崎 忠義

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	村井 崇一
町長公室長	山下 佐千子
総務課長	谷口 賢司
政策課長	吉田 拓也
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	土井 真誠
住民環境課主幹	喜田 浩希
健康福祉課長	山内 剛
高齢者保険課長	松浦 久美子
建設課長	柴田 浩志
産業課長	植松 肇
消防長	青木 孝一
教育課長	池田 友亮
生涯学習課長	福田 純

1、議会事務局職員

事務局長	小野 由美子
事務局長補佐	香川 馨一
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時0分

議長（金井 浩三）

一同、ご起立をお願いします。礼。

ご着席下さい。

お早うございます。本日も定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、4番 藪内 真由美 君、12番 村井 勉 君を指名致します。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

初めに7番、中野 一郎 君。

議員（中野 一郎）

お早うございます。

7番、中野 一郎でございます。よろしくお願いします。

次の3点について質問致します

1つ目は職員提案制度の活性化について、2番目は教育委員会の議事録公開について、3番目は、高齢者の肺炎予防対策についての3つでございます。

1つ目、職員提案制度の活性化についてです。

職員提案制度とは職員に町政全般に関する創意工夫の提案及び改善を奨励することにより、職員の意識改革及び組織の活性化を図り、以て行政運営の効率化及び行政サービスの向上に寄与することを目的にするものです。

本町の職員提案制度の歴史は古く「多度津町職員提案に関する規程」が昭和38年10月1日に施行され、以後内容変更等により、現在に至っております。提案の内容は大きく7つあり、1つが事務及び作業の能率向上に関すること。2つ目が町民サービスの向上に役立つこと。3つ目が経費の節減になること。4つ目が収入の増加になること。5つ目が職員の意識改革に繋がること。6つ目が職場環境の改善に繋がること。7つ目がその他公益上有効であること。この7つです。

職員の皆さんは、優秀で特別な才能を持った方も大勢います。そこで、職員提案制

度について次の7点についてお伺いします。

この職員提案制度の最近5年位の提案件数と採用された内容についてお伺いします。
政策課長（吉田 拓也）

中野議員の職員提案の過去5年間の提案件数と採用された内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問にもありますとおり、昭和38年に職員提案の制度に係る規程が制定され、職員による業務改善の提案が奨励されたものの制定当初から長い間、当該制度の活用は行われていませんでした。そのため、職員がより積極的かつ具体的な提案が行えるよう、平成25年度に提案の目的や要件をより明確化するなど制度の改善を行うとともに近年は政策部門の企画立案業務の一環として位置付け、定期的に職員に対して当該制度の周知や積極的な活用依頼を行っています。

議員ご質問の過去5年間の提案件数については、令和2年度は6件の提案があり、うち2件が採用となりました。令和3年度・令和4年度は、提案がありませんでした。令和5年度は1件の提案がありましたが、採用には至りませんでした。令和6年度は2件の提案があり、うち1件が採用となりました。

過去5年間で採用された3件の提案内容については、1件目が窓口対応の向上を図るため、死亡届が提出された際に届出に必要なものなどが記載されたチェックボックス付きの用紙を来庁者の方に手渡すという提案でした。

こちらの提案については、従前より議員の方々からもご要望を頂いていた事案であったことから、提案内容も参考にしながら「おくやみハンドブック」を作成し、現在も窓口業務において活用されております。

2件目が全庁的にタウンプロモーションを推進していくため、外部講師による研修や先進地視察を実施するという提案でございました。

こちらの提案については、他の市町における先進的なタウンプロモーション事業の中で、当時「暮らす価値のあるまち」という都市ブランドの確立に向けて積極的なシティプロモーションに取り組んでいた奈良県生駒市の広報広聴課の課長を講師にお招きし、研修会などを実施しました。

3件目が経年によって塗装の剥離等が見られる公用車を職員自らの手で本町の特色を活かしたデザインなどの塗装を行い、町のイメージアップやPR活動に繋げるという提案でした。

こちらの提案については、令和6年度末に審査の上で採用となり、塗装する対象の車両1台を選定したところであり、今後は提案者を中心に時期を見て塗装作業などを行う予定としています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今は採用された提案についての説明を頂きました。不採用の提案に見られる傾向は、どのようなものがあるかお伺いします。

政策課長（吉田 拓也）

中野議員の不採用の提案に見られる傾向についてのご質問に答弁をさせていただきます。

不採用となった提案について全て同じ傾向が見られる訳ではありませんが、一例としては、即時の実施が困難なため採用に至らなかった提案などがありました。

その具体的な例としては、まず、町有地を活用した施設整備の提案がありましたが、提案のあった当該地は既に貸借契約を締結し利用されている土地であり、当面の間は当該地を継続して借用したいという借主の意向があったことも理由の一因として採用には至りませんでした。また、先進的な勤務体系導入の提案もありましたが、窓口や事業課など部署ごとの性質の違いによって現状では部署間で大きな差が発生する恐れがあることや住民サービス低下への懸念など先進的な勤務体系の導入による課題の整理やそれに対する調査研究に相応の期間を要することから、即時の採用には至りませんでした。

採用に至らなかった場合も提案者に対して単に不採用の事実を伝えるのではなく、まずは積極的な提案への感謝を伝えた上で審査の際の評価点などの詳細な結果とともに引き続き、積極的な提案を依頼するなどのフォローアップを併せて行っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

採用された提案は議会への報告義務はありませんが、今後報告して頂けますでしょうか。また、町民にもホームページ等で報告してはどうでしょうかお伺いします。

政策課長（吉田 拓也）

中野議員の採用された提案の報告についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、これまで議会及び町民の方々に対しては内部の事務処理の範疇として職員提案については報告を行っていませんでしたが、今後は3月定例会の町長報告等において毎年度の提案件数や採用件数などをご報告させて頂きたいと考えています。

また、町ホームページなどの媒体による町民の方への周知についても過去に提案を行った職員への聞き取りなども行い、公表することによって提案の障壁とならないように考慮しながら、適切な開示の方法などについて検討を行っていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に4つ目の質問になりますが、提案制度の職員への周知は十分に行われていいますかお伺いします。

ちょっとした「職員提案制度ガイドブック」があれば分かり易いと思いますが、検討頂けますかお伺いします。

政策課長（吉田 拓也）

中野議員の職員提案制度の周知についてのご質問に答弁をさせていただきます。

職員提案制度については、毎年度、課長会などで周知した上で職員用グループウェア上の掲示板を活用し、職員に対して当該制度の周知を行っています。

また、昨年度からは採用された提案内容についても制度の周知と同様に電子掲示板に掲載することとしており、さらに採用された提案の実施報告についても随時掲載する予定としております。

今後も全職員に対して、より一層の職員提案制度の周知を図りながら、積極的かつ忌憚のない提案を募っていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

5つ目ですけれども提案の要件（内容）は先に述べたとおり、規程の第4条に7つ掲げられておりますが、ハードルが少し高すぎないかと思います。もっと提案し易いようなものに変更してはどうでしょうか。お伺いします。

政策課長（吉田 拓也）

中野議員の職員提案制度の要件の変更についてのご質問に答弁をさせていただきます。

職員提案制度の要件については先ほど答弁したとおり、より積極的かつ具体的な提案が行えることを趣旨として平成25年度に制度の一部見直しを行いました。

また、これまでは職員提案を行う際には所属長の承認が必要という提案条件であったものを令和2年度に廃止するなど職員が出来る限り提案しやすい制度となるように提案条件の緩和などの改正を行っています。

今後も当該制度に関する他自治体や民間企業等の事例も参考にしながら、職員がより提案しやすい制度となるよう継続して研究を行いながら、適切に制度の改善を図っていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

職員提案制度に参加出来る職員とはどの範囲を指すのでしょうか。会計年度任用職員も入りますか、また、グループでの提案も可能にすれば、より提案し易いようにと思いますが、どうでしょうか。お伺いします。

政策課長（吉田 拓也）

中野議員の職員提案制度を活用できる職員の範囲についてのご質問に答弁をさせていただきます。

職員提案制度を活用出来る職員については、規程上、制限を設けておりませんので会計年度任用職員も提案することが可能となっております。また、グループでの提案についても規程上は提案可能となっております。

現在までのところ、当該提案制度においては会計年度任用職員やグループでの提案の実績はありませんが、全職員が個人団体問わず提案することが可能なことを改め

て周知することによって、今後も積極的に提案を募っていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に7つ目の質問ですが、職員提案のインセンティブについてです。インセンティブについては、規程第10条（人事考課）において「採用された提案のうち、特に優秀な提案又は実施したる後、その効果が顕著な提案をした者については、その旨を人事記録に記載し、人事考課の参考にするものとする。」とありますが、もう少し、より良い提案に繋がられるように新たなインセンティブ、例えば、人事考課だけでなく人事異動の参考にするとか提案した人に実際に自分の提案したことを担当してもらうとか提案した職員を表彰するとか褒賞金、例えば図書カード3万円分を設定する等を検討してはどうでしょうか。町長にお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の提案のインセンティブについてのご質問に答弁をさせていただきます。職員提案のインセンティブについては、現在の規程において人事考課の参考にするものとするとして定められています。また、過去には職員提案が実現し、表彰を行った事例もあります。議員からご提案頂きました人事異動への反映、表彰制度、褒賞金の設定などのインセンティブは、今の職員のモチベーションアップに繋げる一つの方法であると理解します。

しかしながら、職員提案制度に関して、このようなインセンティブが必要であるとは、現在のところ考えてはおりません。提案制度は、職員自身が自分たちの日々の業務改善や町民サービス向上への意欲から、自主的に提案を行うことこそ本来の望ましい姿と考えております。そのため、新しいインセンティブ導入は過度に提案へのハードルを高めたり、不適切な動機付けとなったりしないよう、慎重に検討していく必要があります。職員が主体的に町の問題解決に関わり、よりよいまちづくりに貢献することができ、また職員のモチベーションアップに繋がるよう、他市町の先進事例等も参考にしながら、今後も検討を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

町長、有難うございます。私は3つ提案しましたが今、町長よりインセンティブについて考えて頂けているか回答がありましたが、現在は考えていないということではちょっとその部分は前向きではないようにも思ったのですが、この職員提案制度のインセンティブについては全国多くの自治体でも導入されています。インセンティブ制度はそうした刺激を通じて職員のモチベーションを高めて、よりよい効果を促します。今すぐどうこうという訳ではないですけども今後も他の市町の制度と調査研究を行って検討して頂きたいと思いますので、よろしく願います。今のは、要望ですけど何か答えてくれないですか。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

このインセンティブに関しましては、これは私が町長になってからこの制度を取り入れたんですけども、その時に職員のモチベーションを高めよう、そうすると職員と一緒に、この町行政を町役場を良くしていこう、そのためにみんなの意見を集めて英知を活用していこう、それは内々のものです。町の職員のモチベーションを高めるとか、そういう今のところの考えは内々のものでいいんじゃないか。そしてそれを管理職が評価しておけばいい。そしてその管理職とか、そういう人たちの中で、これは特に素晴らしいものだから表彰しよう。そういうことがあれば、それは表彰します。今のところの考えです。そういう考えのもとで、職員提案制度というのを作りました。だから、最初、議会にもその報告はしてなかったんですけども、今回議会の方にもご報告は致します。そしてもっと開かれたように議員の皆様方にも実情をお話し、ご理解を頂くように努力してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。私もインセンティブにこだわっている訳ではないので、多度津町に優秀な職員の方がたくさんいらっしゃって、アイデアを持っている職員の方もたくさんいらっしゃいます。そういう職員の方を採用していると思うんですけども答弁頂いた全体を総括すると職員提案制度をどんどんこれから活性化していった職員の方の町政全般に関する創意工夫や提案を改善、奨励して、職員の方の意識改革や組織の活性化を図って頂いて、ひいては行政の運営の効率化や行政サービスの向上を図って頂いてもらいたいと思います。有難うございます。

次、2 つ目の質問に入らせて頂きます。教育委員会の議事録（会議録）公開についてです。

議会の会議録については、議事公開の原則により閲覧請求があれば特段の事由がない限り、住民の閲覧請求を拒み得ないとする最高裁の判例があります。多度津町においてもインターネットの本町ホームページに掲載して広く住民に閲覧頂いているところです。

一方、教育委員会の会議録についても閲覧請求が認められるとの判例があり、情報の公開への要求が高まっているところではありますが、すでに多くの自治体でインターネットによる教育委員会の会議録を公開しているところがあります。近隣の市町では丸亀市は公開していますが、まんのう町などは公開はしていません。教育委員は、農業委員と同じようにほぼ同じ額の一定の報酬を支払っています。農業委員会は議事録が公開されています

また、教育委員は入学式や卒業式では会うが、一体何をしてくれているのだろうかという意見も住民から聞いたことがあります。

そこで、多度津町における教育委員会の議事録開示の考え方について次の４点について教育長にお伺いします。

まず１点目、教育委員会の開催頻度、開催した時の議事の内容、時間等についてお伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員の教育委員会の開催頻度、開催した時の議事の内容、時間等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、教育委員会の開催頻度については、定例会を８月を除く毎月１回、臨時会を３月に１回、教科書採択の年度では７月に２回開催しています。

次に議事の概要ですが、定例会では前回会議の承認、教育長からの報告、事務局からの報告、議題として「要保護・準要保護児童生徒の認定について」、「通学区域外就学許可申請について」及び教育委員会規則、要綱の制定、改正などを審議しています。そのうち教育長からの報告内容は、県教委や町教委の取組、町議会の質問について幼・小・中学校の状況や園児児童生徒の事案などで事務局からの報告内容は育成センター業務報告、通学区域外就学許可申請の報告、行事報告、後援申請などです。３月の臨時会では、教職員の人事異動の承認、教科書採択の年度となる７月は教科用図書の選定について協議をしています。最後に時間は内容によりますが、定例会は１時間半から２時間程度、臨時会は３０分から１時間程度です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

教育委員会で、給食費の滞納や私が当初から提案している給食費の児童手当からの申出徴収についても検討するという回答を頂いていますが、話し合ったことはありますか、お伺いします。

教育総務課長（池田 友亮）

中野議員の教育委員会で給食費の滞納について児童手当からの申出徴収について話し合ったことはありますかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

中野議員からご質問、ご提案を頂いた内容については、令和４年３月、令和６年９月の定例教育委員会において教育長から報告しました。

議員ご指摘のとおり、令和６年９月議会において検討すると答弁させて頂いておりますが、児童手当法第１５条において「児童手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが出来ない」と「受給権の保護」が規定されているため、「児童手当の申出徴収」をするためには保護者と面会し、「児童手当の申出徴収」をお願いする必要があります。しかしながら、実施する方法等について、教育総務課内で整理が出来ておらず、教育委員会へ議題として提案出来ておりません。ただし、毎年申請が出され、助成内容に給食費が含まれる特別支援教育就学奨励費においては給食費を滞納している方について保護者に説明した上で、充当する

という対応をしています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

再質問しますが、今、答弁ございました特別支援教育就学奨励費についてその奨励費の支出根拠規定等、延べ受給人数について伺います。

教育総務課長（池田 友亮）

中野議員の再質問にお答えします。支給の根拠に致しましては、多度津町特別支援教育就学奨励費支給要綱に基づいております。これは、特別支援学級に就学する者の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、就学に必要な経費の支給について必要な事項を定めるものとしております。対象人数が昨年度におきましては、26名の児童・生徒が対象となっております。そのうち、給食費の未納があった方に関しましては本人に依頼しまして、そちらの方に説明をさせて頂き、充当の対応をさせて頂いております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。今回の質問の主題は給食費の滞納ではないので、今回の給食費の滞納の質問はこれで終わり、また機会があれば、お願いします。

ということで3つ目の質問ですが、多度津町では現在、教育委員会のホームページに会議録は掲載されていません。また、教育委員会だより（年2回、3月と9月に発行されています。内容は主に幼・小・中学校の活動報告です。）も掲載されていませんが、掲載されていない理由があれば伺います。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では「教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。」つまり努力義務ですけれども、とされています。因みに、多度津町教育委員会規則には公表する定めはありません。ということで、その理由をお伺い出来たらと思います。

教育長（三木 信行）

中野議員のホームページや教育委員会だよりに会議録を掲載していない理由があればのご質問に答弁をさせていただきます。

教育委員会での会議内容は、先ほど答弁をしましたとおり、園児児童生徒の状況、家庭の状況、教職員の状況など個人情報も多く含んだものとなっています。そのため、個人情報保護の観点からホームページでの会議録の公開はしていません。教育委員会だよりに会議録を掲載するかどうかについては、同じ理由により事務局から議題として提案したり、協議したことはありません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今後、ホームページに掲載する予定はあるか、また、掲載する方向で検討して頂けるか伺います。

教育長（三木 信行）

中野議員の今後、ホームページに掲載する予定はあるか、掲載する方向での検討はのご質問に答弁をさせていただきます。

会議録をホームページに掲載している他の自治体を参考に見ますと日時・場所・出席者・議題・議題の概要・報告事項などの掲載や項目のみの掲載と様々です。

議員ご指摘の教育委員会だよりは、広報の配送方法等を検討する中で本年度はページ数を増やして年1回、発行するよう予算措置をしています。教育委員会だより及びホームページでの教育委員の活動や委員会の会議内容の掲載について教育委員会に事務局から提案をし、協議する機会を設けたいと考えます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。私は教育委員会で話し合った内容の詳細を出して欲しいと求めている訳ではないのですが、答弁頂きました色々理由もあると思うのですが、教育委員会の会議の透明性の向上とか町民への説明責任を果たすためにも教育委員会の活動内容をみんなに知ってもらうような仕掛けを作って、活動内容を町民に分かるようにして頂ければと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。有難うございました。

次に高齢者の肺炎予防対策について伺います。

日本における肺炎の死亡者数は75,753人、これは2023年の厚生労働省の調べなんですが、65歳以上の高齢者が約98%、これはもうほとんど全てを占めています。起炎菌として最も多いのは肺炎球菌であり、2014年に高齢者を対象に肺炎球菌ワクチンの定期接種が開始されたものの接種率の低さが課題となっています。

国の人口統計によれば、肺炎及び気管支炎による死亡者数は三大死因の次に位置する第4位となっています。肺炎は主に肺の中の感染症で肺胞という部位に炎症が起こるものです。日常でかかる肺炎の中で最も原因となりやすいのが、肺炎球菌という細菌が飛沫等によって感染する肺炎球菌感染症です。高齢者のワクチン接種が叫ばれる最大の理由は、肺炎で亡くなる方の98%が65歳以上の高齢者であるためです。人は誰でもまだ若いと思いがちですが、年齢とともに体の抵抗力（免疫力）は確実に低下し、ちょっとしたことがキッカケで肺炎を引き起こしやすくなり、急激に症状が進むこともあります。決して過信をしてはいけないものです。そこで、次の4点について伺います。

まず1点目が、本町における高齢者の肺炎による死亡者の現状について、伺います。

健康福祉課長（山内 剛）

中野議員の本町における高齢者の肺炎による死亡者の現状についてのご質問に答弁をさせていただきます。

年齢別の肺炎による死亡率のデータはありませんが、令和7年3月に公表されました香川の保健統計指標において令和5年の主な死因別・性別・市町別年齢調整死亡率が公表されています。年齢調整死亡率とは、年齢による死亡率の差が地域間の比較に影響を与えないように年齢構成を揃えて比較した死亡率で、単位は人口10万人当たりの死亡者数が示されています。

県全体の肺炎による死亡者は、10万人当たり男性は47.3人、女性は22.9人で、本町の肺炎による死亡者数は10万人当たり男性は25.4人、女性は40.2人となっており、男性は県内平均より少なく、女性は県内平均より多くなっています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

高齢者への肺炎球菌予防接種助成は 65 歳の時に 1 回のみです。インフルエンザ、コロナの予防接種については毎年助成を受けることができます。

本町では公費助成により肺炎球菌ワクチン予防接種について令和 6 年度は自己負担 2,000 円、インフルエンザは 1,000 円、コロナは 2,000 円で接種を受けられました。令和 7 年度は肺炎球菌ワクチン接種については 2,500 円、500 円上がります。コロナは未定。インフルエンザは 1,200 円となる予定です。

そこで、各ワクチンの接種状況、また、助成の県内市町との比較についてお伺いします。

健康福祉課長（山内 剛）

中野議員の各ワクチンの接種状況、助成の県内市町との比較についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の令和6年度の各ワクチンの接種状況につきましては、高齢者インフルエンザワクチンの接種率が50.9%、新型コロナワクチンの接種率は23.6%、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種率は42.1%です。

各ワクチンの自己負担額や医師会への委託料は、市町によって金額に違いがあり、各市町と各市町医師会が協議の上、決定するものとなっています。

令和7年度の本町の医師会へのワクチン接種委託料は、高齢者インフルエンザワクチンは4,700円、助成額は3,500円で、助成率は74.5%です。自己負担金は1,200円となっております。

新型コロナワクチンは、今年度は国から補助事業を実施しないことを示されたため、現在のところ金額が確定していない市町が多く、本町も未定となっております。今後、県内市町の動向を見ながら、医師会と協議したいと考えております。

高齢者肺炎球菌ワクチンは委託料が8,270円、助成額が5,770円で、助成率は69.8%です。自己負担金は2,500円となっております。

県内の市町の助成額等につきましては、高齢者インフルエンザワクチンは委託料が5,700円から4,700円までの金額で設定されており、助成額は4,300円から2,600円ま

での金額で設定されております。平均助成率は71.1%となっています。自己負担金は2,100円から1,000円までの金額で設定されています。

高齢者肺炎球菌ワクチンは委託料が8,680円から7,800円までの金額が設定されており、助成額は7,100円から3,900円までの金額で設定されています。平均助成率は71.5%となっています。自己負担金は3,900円から1,000円までの金額で設定されています。

本町の医師会への委託料や自己負担額は、町医師会と協議して県内の平均助成率と大差のないように設定しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に3つ目ですけれども肺炎球菌予防接種は1回だけなんです、この肺炎球菌予防接種率向上の施策について伺います。

健康福祉課長（山内 剛）

中野議員の肺炎球菌予防接種率向上施策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

毎年、年度当初に対象となる方に予診票を送付して個別に接種勧奨をしております。また、町の広報誌やホームページに当該予防接種についての記事を掲載するほか、町内の接種協力医療機関窓口でのポスターによる周知のほか、健康づくりセミナーや各地区公民館などで行う健康相談など様々な機会を捉え、接種勧奨に努めています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次、4つ目ですけれども誤嚥性肺炎への対策について伺います。

食事中に咳込んだり、食事が始まると痰がらみのような状態になったりしませんか。このような症状が出ているときは、食べ物が気管の中に入り込んでしまっているのかも知れません。本来、気管に入ってはいけないものが気管に入り込むことを「誤嚥」と言います。睡眠中などでも唾液が肺に流れ込んで起こることもあります。高齢者の肺炎の7割以上が誤嚥性肺炎であり、とても身近な病気と言えます。近年、誤嚥性肺炎によって亡くなる方が増え、今後も増加が心配されています。

誤嚥性肺炎の予防方法としては飲み込む力をつける口腔体操や口の中の細菌の量を減らす口腔清掃、普段から免疫力を高めておき、細菌やウイルスと戦う力を備えておくなどがありますが、本町ではどのようなことを現在、実施して高齢者を支援しているか、また、今度どのような施策を考えているか伺います。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

中野議員の誤嚥性肺炎の予防方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町において、誤嚥性肺炎の予防方法としてオーラルフレイルの予防をテーマとした講演会や教室を行っています。令和6年度は、歯科衛生士による高齢者を対象とした講演会や介護予防サポーターを対象とした講座において口腔体操や口腔ケアに

ついて行いました。また、毎年10月に開催しております健康フェスタにおいては、ブラッシングのブースを設け、指導を行っております。他に高齢者の通いの場では3団体からオーラルフレイル予防についての出前講座の要望があり、保健師による教室を行いました。

今年度も6月6日に歯科衛生士による「楽しく始める お口のフレイル予防」をテーマに口腔体操やケアの仕方について講演会を実施しました。今後は介護予防サポーターを対象とした講座も予定しており、老人クラブや高齢者の通いの場を実施している各団体等には保健師によるミニ健康出前講座として要望に応じて口腔体操や口腔ケア、健康的な食生活などについての教室を行うことが出来ますので、活用して頂きたいと思います。

介護保険制度においてもケアマネジャーが利用者に応じた計画を作成し、適切な口腔ケアや食事のサポート等のサービスを受けることによって誤嚥予防を行っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

肺炎になると高齢者の死亡、死亡率が非常に高くなります。肺炎は予防によって罹患率が非常に低くなるので、肺炎球菌ワクチンの接種や今、説明頂いた誤嚥性肺炎の防止、さらには先ほど答弁頂いたコロナやインフルエンザの予防等の町の支援、これを今後とも答弁頂きましたように続けて頂ければと思いますので、よろしくお願い致します。以上で、私の質問は終わります。有難うございました。

議長（金井 浩三）

これをもって7番、中野 一郎 議員の質問は終わります。

次に13番、渡邊 美喜子 君。

議員（渡邊 美喜子）

13番、渡邊 美喜子でございます。一般質問をさせていただきます。

一問一答方式でお願い致します。

1点目、伝統的建造物群保存地区の制度導入について。略しまして、重伝建でございます。2点目、「ふるさと住民」の普及について。3点目、全国の4割が給食費を無償化。以上の質問であります。よろしくお願い致します。

1点目、伝統的建造物群保存地区の制度導入について。

この重伝建制度については、私の記録によりますと令和4年度、天野議員とそして令和5年度、令和6年度にも氏家議員が質問されております。

共通している質問は、進捗状況であります。

地域住民に丁寧な説明と一定の理解が必要となることから時間がかかっている事と思いますが、令和4年度、天野議員の質問での答弁は令和5年末の重伝建選定の申出を目指して進めていくとのことでありました。

令和5年度、氏家議員の質問での答弁では、令和6年1月に文部科学大臣に重伝建の

設定の申込みをする見込みであると答弁されています。

重伝建の選定を受けることにより、多度津町の歴史的伝統文化を生かし、魅力ある本町の活性化に繋がります。

例えば第4土曜デー、先進地区への視察、文化庁調査官現地指導、戸別訪問、まち歩きの新企画、本町の魅力を放映するなどまさに官民一体となって実施していることに敬意を表します。しかし、文化庁担当調査官の現地指導の内容はスピード感を持って進めるよう指導があったと聞いております。

それでは質問を致します。1点目、重伝建の選定について、今後どのように進めていくのか伺います。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の重伝建の選定を今後どのように進めていくのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

重要伝統的建造物群保存地区制度、いわゆる重伝建制度は地域の歴史的価値や文化的資源を保護し、地域の魅力を高めることを目的としております。この重伝建制度の導入には地域住民や所有者が制度の意義や必要性を理解し、制度への同意を得ることが不可欠であると考えております。しかしながら、現段階では制度への同意が十分ではありませんが、同意率については徐々にではありますが、増えてきております。このため、地域住民や所有者に対する合意形成を最優先に行っていく必要があります。具体的には、同意を頂いていない方には制度の意義や仕組みを丁寧に説明し、理解を深めて頂くとともに同意を頂いている方には制度の進捗状況等のお知らせをし、建物の保存意識が低下しないように取り組んでいきます。

次に合意形成が取れた後には、保存地区としての選定手続を進めていきます。最終的には、国や地方自治体による正式な認定が行われることになります。

このように、重要伝統的建造物群保存地区制度の選定は地域の合意形成を基盤としたプロセスで進めていくことが不可欠であります。今後も制度のより分かりやすい説明をしながら、重要伝統的建造物群保存地区制度の選定に向けた取組みを進めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

何%が同意っていう部分で同意率をちょっと調べさせていただきましたが、同意率が高ければ高いほどいい訳でございますが、調べた結果は、あまりそういうことには拘らなくてもよろしいという言葉も入ってございましたので、皆さんの同意を得るということは今後にも繋がりますので、そういう点もあるかとは思いますが。

次の質問をさせていただきます。選定地区の方々の反応や状況について伺います。

生涯学習課長（福田 純）

渡邊議員の選定地区の方々の反応や状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

これまで本町では保存地区に想定される範囲内に関係する方108名に対し、伝建制度の導入に関する同意書の提出をお願いしているほか、概ね戦前に遡る家屋等の建築物や石造物、門、塀等の工作物、また、樹木等の環境物件を指す「特定物件」の所有者の方68名に対し、同意書の提出をお願いしてきました。

令和6年度末における同意書の提出状況についてご報告させていただきます。

まず、伝建制度の導入に関する同意書の提出状況と致しましては、約45%の同意を得ています。また、特定物件に関する同意書の提出状況と致しましては、約42%の同意を得ています。

現在の伝建制度導入に関する同意率及び特定物件に関する同意率を考えると伝建制度全体に対する地域住民の同意が、まだ十分でない状況であると考えています。

今年度は伝建制度の導入に関する同意書の取得率を高めていくため、制度についての住民目線に立った分かりやすい説明を行うとともに町長と一緒に個別訪問する機会を増やし、説明をしていく予定としているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

丁寧な答弁有難うございます。

それでは次の質問をさせていただきますが、3 点目、選定の申出、認定はいつ頃になりますか、町の考えを伺います。

生涯学習課長（福田 純）

渡邊議員の選定の申出、認定の時期についてのご質問に答弁をさせていただきます。過去の議会等でも答弁させていただきました伝建制度に関するスケジュールについては、先ほど申し上げました状況であり、当初の予定より時間がかかっております。しかし、本町は住民の考えを第一として都市計画法に定める手続を円滑に進めるために「伝建制度の導入に関する同意率9割」、「特定物件に関する同意率7割」を目標に伝建制度の導入について取り組んでおり、合意形成を図ることを最優先に進めております。

選定の申出や認定の時期につきましては住民の理解が進み、多くの方の同意が得られた場合には、関係課と連携し早期に選定及び認定の事務手続に取り組めるよう努めていきます。

伝建制度の導入は町の未来に大きな影響を与えるものであり、その実現には地域住民や所有者の理解が不可欠です。これからも地域住民との対話を重視しながら、伝建制度の導入に向けた取組みを進めていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

そこで、再質問ということにさせていただきます。

今の答弁等につきまして、伝統文化、次の世代に残せるのだろうかとか残すために

も町挙げて一丸となって取り組んでいる。姿勢を示すことが大切かという風に思います。同じ方向性を共有して、そして進んでいく。大変にこのことが重要であります。次の世代に残せるかどうかは、今、別れ道と言うのか本当に瀬戸際と言ってもいいのではないのでしょうか。また、答弁の中に町長と一緒にありますという言葉がありました。この言葉はすごく重みを感じます。町長の強い決意を感じます。本当に有難いことでございます。どうか重伝建に向け、取り組むことを願っております。これを逃したら本当にどうなるのかなという危機感を持っております。

そこで、本町の未来のためにもどうかよろしくお願いしたいと思います。

そこで、町長のお考え、また、意気込みは分かりました。課長からのお話も分かりました。

そこで、副町長に再質問させていただきます。副町長の意気込み、お考えを伺います。お願い致します。

副町長（岡部 登）

ただ今の渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

何をもって私に聞かれるのかの趣旨は分かりませんが、町長をはじめとする我々執行部は同じ考えでございます。この件につきましては、施策を行い始めてから時間がかかり過ぎているということは事実ですし、様々なご意見があることも承知しております。コロナなどにより、人の移動が滞り、少子化の影響がより顕著になるなど社会の情勢も変化してきておりますので、それらのご意見も傾聴しながら、引き続き、住民の幸せのための施策の一つとして取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

方向性が一緒だということで、実は、なぜ副町長に答弁を頂きたいのかというのは、本通りということで自宅も近くでございます。町長も近くでございます。そういった意味で、やはり車の両輪じゃないですけども頑張ってもらえればという風に思っておりますので、よろしくお願い致します。急に再質問して申し訳ございませんが、有難うございます。

それでは、2点目の質問を致します。2点目はふるさと住民の普及、「二地域居住」の活路を開くかについてです。

都市と地方を行き来しながら暮らす「二地域居住」は移住に比べ、ハードルが低く、東京一極集中を是正し、地方への関わる人の流れを創出する狙いがあります。促進する法律が昨年施行された。地方では、死亡数が出生数を上回る自然減が止まらない。多様な形で地域に関わる関係人口の頼みの綱であると言えます。

三豊市では2017年開始。ふるさと住民数は540名。2024年に終了。

三木町では941名。リンク先から申し込みが出来ます。

思いさえあれば、どなたでも住民になれる。構想では、ふるさと住民に登録される

と自治体がボランティア募集し、来訪を促す。地域への関心を継続して持ってほしい、将来的には都市と地方の生活拠点を持つ二地域居住も見据える。

質問でございます。本町も関係人口増へ新制度創設に取り組んではどうでしょうか。答弁願います。

政策課長（吉田 拓也）

渡邊議員の関係人口増への新制度創設の取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問のとおり、令和6年11月に「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、市町村においても積極的に二地域居住の促進に向けた取組みが実施出来るよう、国による支援が行われることになったと承知をしています。

しかしながら、当該制度を市町村が活用するためには、まずは都道府県が法律に基づく計画を策定する必要があり、現在、県と共同で国土交通省の説明会に参加するなど情報の収集と共有を図っているところです。

また、議員ご提案の「ふるさと住民」制度については、現在までに「ふるさと住民票」という枠組みで三豊市や三木町をはじめとした全国12自治体が地域ごとに創意工夫をしながら関係人口の創出に取り組んでいましたが、三豊市を含む3自治体は既に制度を終了しております。

現在、国において「地方創生2.0」の実現に向けた取組として「関係人口」に着目し、住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録出来る「ふるさと住民登録制度」の創設に向けて検討が行われていることを報道で拝見しております。

この「ふるさと住民登録制度」については、国から各自治体に対し現時点で提供されている情報はなく、報道機関等が報道している内容や国のホームページに掲載されている概要のみを把握している状況であり、当該制度に係る情報は未だ不確実で暫定的なものです。

現在、本町のみならず、地方部を中心に人口減少が進行している地域において地域の活性化を図るためには、地方への人の流れの創出・拡大が喫緊の課題となっている一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経てU J Iターンを含む若者や子育て世帯を中心に二地域居住に対するニーズは高まっています。

二地域居住は議員ご質問にもあるとおり、関係人口を創出・拡大し、魅力的な地域づくりに資するものと考えております。今後、国において正式な情報が示されれば、遅滞なく導入に向けた検討を行えるよう、引き続き、県などの関係機関と連携を密にしながら、各種情報の収集や先進事例の研究を行うとともに関係人口の創出に向けた取組を推進していきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きまして有難うございます。最近このふるさと住民という名前で新聞によ

く出ておりますので、今回、取り上げさせて頂きましたが、ある新聞には掲載されて地方創生への基本構想案でありますということで、10年で1,000万人登録目標ということを言われています。これは人口への偏り、東京一極集中を解消するものということで一案と思われます。答弁頂いた中に国のこれからの動向を注視しながら、本町も遅れることなく、導入に向けて行っていくとのこと、よろしくお願いしたいと思います。また、情報がありましたら、お話、指導して頂ければという風に思います。お願い致します。

次の質問を致します。3点目の質問は、全国の4割が給食費無償化についてであります。

令和6年6月の新聞報道で、全国の自治体において547(30,7%)が給食費の完全無償化。小学校・中学校のみというところもあります。約4割が無償化であり、県内においても宇多津町を含め17市町のうち7市町と半数であります。

質問に入ります。小学校のみ給食費無償化の場合、中学校のみの給食費の無償化にした場合、いくら財源が必要なのか伺います。

教育総務課長(池田 友亮)

渡邊議員の小学校のみ給食費無償化の場合、中学校のみ給食費無償化の場合などいくら財源が必要であるかについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

令和6年度の児童生徒にかかった給食費は、高騰分を含め小学校約4,800万円、中学校約2,700万円でした。

令和5年度、令和7年度に物価高騰に伴い給食費の改定を行っていましたが、高騰分を町費で負担することにより、保護者負担については令和元年度と同じ1食当たり小学校245円、中学校280円のままとなっています。ただし、児童・生徒の給食費を無償化する際は値上げ分の費用も必要となるため、令和7年度からの1食当たりの給食費、小学校310円、中学校355円が必要となります。よって、令和7年度に無償化した場合は小学校は約5,800万円、中学校は約3,500万円が必要となります。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(渡邊 美喜子)

次の質問に移ります。財源確保が課題であります。本町の考えを伺います。

教育総務課長(池田 友亮)

渡邊議員の財源確保が課題であります。本町の考えについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

先の答弁のとおり、給食費の無償化には多額の費用が必要となります。

本町においては、物価高騰分に対して物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町費で対応しています。低所得者へは多度津町就学奨励費支給要綱に基づき、児童扶養手当等を支給している世帯等について給食費を請求していません。また、第3子以降学校給食費無償化事業を実施しています。

給食費を単独事業で無償化することは、継続的な予算措置が見込めない状況においては困難と考えます。今までも機会を捉えて国や県に対し無償化の要望を伝えていますが、今後も教育における地域格差がないよう要望してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

確かに財政については、色んな面で大変だとは思いますが、今、私先ほど言いましたが、小学校のみ中学校のみということ、質問というのかお話しした訳でございますが、小学校の3中学校のみということで、よその自治体はこういうこともされております。一括して小中は大変であるから、小学校にするのか、また、中学校のみということも考える余地があるのかなと、ふと思っておりますし、実はですね、中学校3年のみというところもございます。それはどうしてかと申しますと保護者の方の無償化の要望がよく耳にするということで、中学3年になると進学を控えて教育費の負担は重くなる。特に3年生からでもいいから無償化を考えて頂きたいということもありました。こういうことは出来るのかなという風には思っておりますが、そういった面で小・中学全部ということは本当に今の多度津町、大変かと思しますので小学校だけにするのか、また、中学校だけにするのか、また、それを3年生だけにするのか、色んな方法があると思います。今度の検討ということで、どのように思われていますか。質問させていただきます。答弁をお願い致します。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

正直に言いまして、これまで教育委員会部局として、小学校だけ、中学校だけ、あるいは中学校3年生だけでもという議論をしたことはございません。これは正直なところでございます。給食の無償化ということにつきましては、各家庭の経済状況を支援するということとか町としての子育て支援に資するという意味において、意義はあるという風には考えております。ただ、教育委員会の部局としましては、様々な教育施策や施設で非常に費用の発生も色々考えるところもありますし、タブレットについてもセカンドG I G Aがもうすぐ始まろうとしている時期であって、そういうものを町全体としての予算の中で今こういう状況になっていると考えております。先ほど課長が申し上げましたように、現段階で出来る支援というのを第三子であるとか、そういったところはやっているところであります。ただ、今回そういう意見も頂いたので、一つそういったあたりも考えていくこともあるのかなと思っています。もう一つ、私自身の気持ちとしては、過去にも少しお話ししたことがあると思うんですが、国ベースで求めているというのとは、一つは、地方の予算としてということではなくて義務教育ですので、元来は全国津々浦々同じクオリティー、同じ内容の教育は担保されるべきだという風に私は思っております。そういう点で色んな方面から考えていく必要が、この給食費の問題はあるのかなという風

に考えております。以上、具体的な答弁にはならなかったかも知れませんが、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁を頂きました。

でもやはり一つ気になるのは、財政格差によって、子どもたちはやっぱり隣の自治体は無料、でも多度津町はいくらという、そういう部分に関しましては、やはり財政によって格差をつけることは間違っているのかなという風に私は思っておりますが、国の施策で子どもたちが全部無償化になればということ、本当にいつも思っております。そういった意味も含めまして、今回、取り上げさせて頂きました。給食の無償化につきましては、中学校のみ、小学校のみというところも実際ございますので、そういった部分を含めて検討するなり、お話を聞くなりして頂ければという風に思っております。よろしくお願い致します。

これで、渡邊 美喜子の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（金井 浩三）

ここで、休憩に入ります。

次の開始時間は、10時50分よろしくお願い致します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時50分

議長（金井 浩三）

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に4番、藪内 真由美 君。

議員（藪内 真由美）

4番、藪内 真由美でございます。

本日もよろしく、お願い致します。

令和7年6月定例会におきまして、次の1点について質問させていただきます。

一問一答方式でお願いします。

合田邸の存続についてを中心に質問させていただきます。

合田邸については、私が議員になって初めての令和5年3月定例会の一般質問で取り上げさせて頂きました。その際の答弁では、令和2年から令和3年にかけて検討会を開き、合田邸のスローガンや活用案を作成した。しかし、財政状況を鑑みて町指定文化財として保存するための計画を作って、まずは保全事業を行う。最終的な整備費用や費用対効果は現時点では分からないが、シビックプライドの醸成などの目に見えない効果がある。などの回答でした。あれから2年以上が経過しましたが、具体的な整備方針や効果などはいまだ示されず、その他にも多くの課題が、そのまま

の状態で山積しているように思います。むしろ、時間の経過とともに状況は悪化しているようにさえ思います。合田邸を町が最終的にどのようにしたいのか、未だに全く伝わってきません。そこで、改めて7点についてお伺いします。私が一般質問をしてから2年以上が経過していますが、現在の合田邸の改修状況についてお伺いします。

生涯学習課長（福田 純）

藪内議員の現在の合田邸の改修状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。合田邸、つまり町指定有形文化財「旧合田家住宅（島屋）」については、経年劣化や自然災害等による損傷が見られることから保全工事が必要な状況となり、令和2年度から一般財源にて調査及び保全工事を行ってきました。令和5年度以降は、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディング等により、個人・団体から頂いた寄附金を原資として積み立てた基金により、文化財的価値を維持するために必要となる緊急保全工事を実施しています。

令和5年度以降の緊急保全工事の内容は、シロアリや雨水による被害が見つかった「主屋」と「店棟」の崩壊を防ぐために行った支持材の付加や必要となる養生、「塀」の壁面の剥落を未然に防ぐための土壁部分の調査解体と防災シートによる養生、そして「離れ」の自然崩落を未然に防ぐための対応として、第1次から第3次にわたる調査解体を実施致しました。なお、これらの解体については後に復元する際に支障がないよう、その文化財的価値を保存するために行われる「解体修理」と呼ばれる手法に準じた調査及び解体であり、単なる除却や取壊しとは性質が異なるものです。

今年度の緊急保全工事につきましては、「離れ」の第4次調査として調査解体時に判明した建築学・構造学等の学問上の観点による研究の成果等をまとめた報告書の刊行を進めているところです。また、公開活用時に支障があると考えられる「正門」の修繕も行う予定としております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

現在は、調査業務を行っている認識はしていますが、合田邸の保全事業はどのような計画に基づいて、あとどの位の期間と費用をかけて行うつもりなのか、お伺いします。

生涯学習課長（福田 純）

藪内議員の保全事業の計画と期間及び費用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

合田邸の緊急保全工事の内容や実施時期につきましては、過去の議会等でも答弁させていただきましたように令和4年12月に策定された「旧合田家住宅（島屋）緊急保全計画」に沿って実施していました。ただし、先に答弁しましたとおり、緊急保全工事は個人・団体から頂いた寄附金を原資として積み立てた基金により実施してお

り、その枠内で対応することが求められているため、具体的な実施内容や時期を見直した単年度計画を別途作成し、当初の計画を前提としつつ、状況に応じた柔軟な対応を行いながら、事業を進めております。

なお、「離れ」については今年度の第4次調査をもって、ひとまずの区切りとなります。それ以外の今後の保全工事については未定ですが、町有施設であり町指定有形文化財である建造物・構造物の状況や基金の積み立て状況に応じて計画を適宜見直しながら、必要となる緊急保全工事を実施することになります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

あとどの位の期間と費用をかけるのかと問うてるんですが、アバウトなご答弁有難うございます。予定がつかないと推測致します。

そこで、再質問です。今現在まで合田邸においくらほどかかったのか、お示し願えますか、お伺いを致します。

生涯学習課長（福田 純）

藪内議員の再質問に答弁をさせていただきます。

令和5年度と令和6年度合計で4,192万1,000円、この事業に使わせて頂きました。使わせて頂きましたお金につきましては、一般財源は使わず、基金とクラウドファンディングに基づいて使わせて頂いております。答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

再々質問させていただきます。合田邸の事業に関しては、企業版ふるさと納税を財源として実施するとのことだったかと思えます。また、企業に対して町長自らがトップセールスで寄附集めを行っているとのことでした。これまでトップセールスで集まった寄附金額とトップセールスの事務の流れについてお伺いします。

政策課長（吉田 拓也）

藪内議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず、これまで企業版ふるさと納税のトップセールスで集まった寄附金額については、令和4年から令和6年度までの3年間で合計6,130万円となっております。そのうち、合田邸の事業に対して寄附を頂いた金額と致しましては5,120万円となっております。

続いて、トップセールスの事業の事務の流れでございますけれども、まず年度当初に政策課において県内を中心に企業のリストアップを行いまして、各企業の決算期などの情報も確認した上でトップセールスを行う順番などの検討を行っております。

次に作成したリストを基に、まずは電話で企業に企業版ふるさと納税の概要であるとか趣旨の説明を行うとともに町長が訪問をする旨をお伝えし、了承頂いた企業に対して、町長とともに政策課、事業所管課の職員が訪問を行っております。企業へ

の訪問時は、町長からご挨拶とトップセールスを行う事業の概要説明を行った上で、政策課から企業版ふるさと納税の制度の説明を行い、事業所管課から事業の詳細の説明を順次行うという流れで行っております。

そのような中の結果、ご寄附を頂けるようになった企業については、政策課の担当から必要な手続の案内を行うなど、ご寄附を頂く流れとなっております。なお、ご寄附を頂いた企業については、町長からの御礼状とともに受領書を送付させて頂いております。また、各企業の意向を確認した上で、受領式であるとか、町の広報、ホームページ、各種SNSでの寄附の情報の発信、掲載を順次行っております。以上となります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

事務方の職員の皆さん、有難うございます。ご足労がかかっているのが分かりました。

再々々質問を行います。その企業の選択とその寄附を受け取ることによって、その企業のメリットは何なのか。つまびらかに教え下さい。

政策課長（吉田 拓也）

藪内議員の再質問に答弁をさせていただきます。

企業によるメリットと致しましては、町の事業に対する社会貢献、地域貢献がまず挙げられるかと思えます。併せて企業で寄附をされた際には、その大部分が法人税等の控除を受けることが可能となっております。企業にも税法上のメリットがあるということでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

次にまいります。前回の答弁の際にも合田邸を含む本町筋界限が重伝建に選定されるように努めるとのことでしたが、重伝建に関しての現在の進捗状況は、どのようになっているかお伺いします。前任者の渡邊議員と同じ質問で大変、恐縮なんです、よろしくお願い致します。

生涯学習課長（福田 純）

藪内議員の重伝建の現在の進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。重伝建選定に向けた取組については、過去の議会等でも答弁させて頂きましたように伝統的建造物群保存地区に想定される範囲に建造物や土地等を所有している方々に対し、個別訪問や資料送付等を通して「伝建制度」の詳細を説明し、制度導入に係る同意書の提出をお願いしているほか、概ね戦前に遡る家屋等の建築物や石造物、門、塀等の工作物、また、樹木等の環境物件を指す「特定物件」を所有する所有者の方々に対し、特定物件に関する同意書の提出をお願いしてきました。令和6年度末における同意書の取得状況につきまして、もう一度ご報告させていただきます。伝建制度の導入に関する同意書につきましては108名中49名で約45%の同意を得ております。また、特定物件に関する同意書につきましては68名中29名で約

42%の同意を得ております。

現在の伝建制度導入に関する同意率及び特定物件に関する同意率を考えると伝建制度全体に対する地区住民の同意や理解がまだ十分ではない状況であると考えております。伝建制度の意義や仕組みを丁寧に説明し、理解して頂きながら、伝建制度の導入に関する同意書の取得率を高めていくための取組を実施してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

重伝建については、メリットばかりが伝えられているように感じています。

そこに住む町民の方や土地をお持ちの方にとって、本町筋が重伝建に選定された際に想定されるデメリットやリスクについて改めてお答え下さい。

生涯学習課長（福田 純）

藪内議員の重伝建選定に係るデメリットについてのご質問に答弁をさせていただきます。

重伝建制度は文化財保護法に基づく制度であるため、国の文化財として保護の措置がとられ、規制の対象となることが重伝建制度におけるデメリットであるといえます。

保存地区として選定された地区内の全ての建物や土地について、外観の変更を伴う現状変更行為に対して一定の規制がかかります。一般的に現状変更行為とされるのは、建物の新築、増築、改築、移転又は除却、建物の修繕、模様替え又は色彩の変更等、宅地の造成等、竹木の伐採、土砂類の採取、水面の埋め立て等となります。なお、外観を変更しない内部のみの改装や非常災害時の応急処置、地下埋設物の設置、間伐枝打ち等の木竹の日常管理は現状変更行為には当たりません。

現状変更行為を行おうとする場合は、事前に自治体又は当該自治体の教育委員会に現状変更行為許可申請を行い、許可を受けなければ当該行為を行うことは出来ません。また、無許可で当該行為を行った場合、差し止めや自治体の条例等に基づく罰則を受けることがあります。また、当該行為の内容によってはその変更や中止を自治体から求められたり、不許可となったりすることもあります。特に除却については自治体や自治体が設けている審議会での厳しい対応が取られることもあり、特定物件として同意をした伝統的建造物については、原則として除却は出来ないことが多くなっております。

本町では地区住民への制度説明や同意書の取得に際しては、補助制度や税の優遇措置などのメリットだけでなく、規制の内容などのデメリットについても丁寧に説明をさせて頂いております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

再質問をお願いします。もし仮に選定された後は、孫、ひ孫の代も好きなように

建て替えも出来ず、重伝建としての管理を行い、孫、ひ孫も修復にかかる一部を負担する。ということでしょうか。子々孫々、末代永遠にの認識でよいのでしょうか、お伺いします。

生涯学習課長（福田 純）

藪内議員の再質問に答弁をさせていただきます。

重伝建地区の選定につきましては、歴史的な町並みを保護するために選定されたものでございますので、一度選定を受けますと、ずっと続いていくものという風に思っております。選定をやめるといったものは、なかなか想定はされておられませんので、難しいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

それであれば、町としては今後、何百年も町の負担が要る、支払わないといけないということになるんですね。分かりました。町の負担は毎年、今であれば物価高騰も入れますと2,000万近くかかるのではないのでしょうか。以前、お伺いした時には1,300万円以上ということ聞いております。それが、エンドレスという言葉でいいように聞き取りましたけども物価高騰で1,500万、2,000万近くなるのではないかと思います。毎年こういう金額が今後、何十年、何百年と発生するのかなと思うと私は不安に思っております。

次にまいります。この2年間で合田邸を目的とした観光客や来場者は、実際にどの位増えたのでしょうか。また、今後の一般の見学者に関する予定や計画などはあるのかお伺いします。

生涯学習課長（福田 純）

藪内議員のこの2年間における合田邸を目的とした観光客や来場者の増加や今後の一般見学の予定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和5年度から令和6年度までの緊急保全工事の期間中につきましては一般公開出来ませんでした。今年度からは工事が完了し、一般公開が可能となりました。

合田邸の訪問人数でございますが、令和6年度は緊急保全工事の状況を限定的に公開し、約30名の見学者がありました。今年度は4月のさくらまつりの関連行事としての一般公開が約100名、5月の本町デーにおける一般公開が約140名でございました。

また、今年度の予定としては、瀬戸内国際芸術祭の開催年であることから、瀬戸内国際芸術祭の開催期間中の一般公開等を検討していきたいと考えております。

引き続き、公開活用を業務委託しております一般社団法人合田邸ファンクラブと連携しながら公開を含めて活用方法を検討し、多くの方に訪問して頂けるよう努めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

2年が経過しましたが、依然として改修や調査中で合田邸を目的とした来場者は

実質的にいないのが現状だと思います。本来であれば、合田邸への寄附を頂く以前に、その整備方針などのビジョンが定まっていないといけないと思いますが、町として合田邸を最終的にどのようにしたいのか。そのためにいつまでかかり、いくら予算が必要になるのか、お伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

藪内議員の合田邸の整備方針及び予算についてのご質問に答弁をさせていただきます。

合田邸は近世から近代にかけて豊富な財力を築き、順次、建築整備を進めてきた邸宅です。明治中期から昭和初期にかけての多様な構造形式や細部様式を有する建築物群が残されていること、また、周囲に残る伝統的町並みとともに本町が近世から近代にかけて発展した歴史を現代に伝えるものとして、極めて重要な町指定有形文化財であるとともに日本遺産「北前船寄港地・船主集落」の構成文化財です。

本町と致しましては、合田邸を文化財として保存するとともに地域の活性化や住民の交流の場としても活用し、本町の歴史や文化を知っていただく機会の創出を目指していきたいと考えております。

予算につきましては、先ほど答弁しましたとおり、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディング等により個人・団体から頂いた寄附金を原資として積み立てた基金の範囲で事業を実施していきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

町長、ご丁寧な答弁有難うございます。今後、仮に多額の費用をかけて合田邸が復活したとしても、それを継続して維持していくのに莫大な予算を要し続けると思います。

昨年、福井県敦賀へ視察に行かせて頂いた際に歴史的な建築物を原状復旧するのではなく、跡地としてジオラマ館などとして生まれ変わらせ、地元の方々や県内の小・中学生の校外学習の場として有効的に使われていました。デジタル技術の活用も考えられるでしょう。合田邸もそのような資料館等へ生まれ変わらせる予定はございますか。

生涯学習課長（福田 純）

藪内議員の合田邸を資料館等にするのはどうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご提案の合田邸を資料館等にすることは地域の文化や歴史を保存し、次世代に伝える方法として活用の選択肢の一つと考えられます。合田邸は歴史的な建築様式や生活様式を反映しており、これを資料館等として整備することで住民や訪問者に対して、歴史や文化の学びの場として提供することが出来ると考えられます。現

在、学校と連携し、小学校の校外学習を通し、合田邸の見学を行い、地域の歴史を知ってもらう機会を創出しております。

今後も多くの方に足を運んで頂けるよう、一般社団法人合田邸ファンクラブをはじめとする関係団体等と連携し、町民の皆様からのご意見も伺いながら、活用の取組を推進していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

多数の質問にお答え頂き、有難うございました。

現在、皆様もご存じのとおり、日常生活において必要なものの物価が高騰しております。毎日を生きるのが精一杯の方もいると思います。私たちは、町民の気持ちを第一に考える理解者でなければならないと思います。町で使われる財源が本当に町民に必要なのか、優先するべきところがほかにあるのではないのか、今一度考え直す必要があるのではないかと思います。私の周りの町民は皆んな、旧合田邸への町の支援に難色を示しております。先ほどの渡邊議員の意気込みとは反対で申し訳ありませんが、本町筋界限への支援援助もいかがなものかと聞いております。一部の熱列なファンがいるのは承知しておりますが、もっと広く大勢の町民の意見を聞き、時代に遅れることなく、待ったなしの人口減少、子育て支援に取り組んで頂きたいものです。

2年前までは、私も合田邸ファンの1人でした。観光客を呼び込もうとしている活性化なのか地域住民サービスを優先するのか、今一度検討するべきではないのでしょうか。合田邸は町が誇るべき建物だということは、重々承知の上です。古きよきものを完全に忘れ去るということではなく、現代の町民に沿うやり方を一緒に考えてまいればと思います。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。有難うございました。

議長（金井 浩三）

これをもって、4番、藪内 真由美 議員の質問は終わります。

これより、休憩を取ります。再開は午後1時でお願いします。

休憩 午前11時24分

再開 午後1時0分

議長（金井 浩三）

休憩前に引き続き、議会を再開します。

次に1番、藪 乃理子 君。

議員（藪 乃理子）

1番、藪 乃理子、6月議会においての一般質問をさせていただきます。

質問は2問で、1問目は令和7年度施政方針について、2問目はふるさと納税の返礼品

についてです。

一問一答式でよろしく申し上げます。

まず、3月議会で発表された令和7年度の施政方針についてです。

重要施策が3点述べられていました。人口減少対策としての地方創生事業、少子高齢化対策、財政の健全化の3点です。この3点は今年度町が最も重要としている施策であると思います。財政の健全化については、3月議会で質問をさせて頂きました。なので今回は、人口減少対策としての地方創生事業から質問させて頂きます。本町の3月に発表された施政方針では、人口減少対策としての地方創生事業が重要施策の一つであると掲げられており、その中で本町地区において伝統的建造物群保存地域の制度、いわゆる重伝建制度の導入に向けた取組みが進められているとされています。また、国の選定を受けた後、合田邸をはじめとした歴史的資源を活用して観光振興や定住促進、空き家対策などを一体的に推進していくとのことですが、私自身はこの方向性については大いに期待をしております。しかし一方で重要施策に打ち出されているにも関わらず、予算の規模や年度ごとのスケジュールが明確に示されておらず、町の方針が曖昧な状況です。このままでは民間や地域住民も連携しづらいのではないかと懸念しております。特に合田邸については、保存重視なのか活用重視なのか、どのようなビジョンを町として描いているのかが現時点では不透明ではっきりしません。

そこでお伺いします。合田邸について、町はこの文化財を単なる保存対象とするのか、それとも観光拠点やまちづくりの核として積極的に活用していくのか。町の基本方針を率直にお伺いします。

生涯学習課長（福田 純）

藪議員の合田邸の保存と活用についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

合田邸は町指定有形文化財として地域の歴史や文化を象徴する重要な資産であり、その保存と活用はまちづくりにおいて重要なテーマであります。町の基本方針としては、合田邸を単なる文化財として保存するだけでなく、地域の活性化や住民の交流の場としても活用していき、ひいては、町全体の活性化に繋げていきたいと考えています。

まず、合田邸の保存についてですが、文化財としての価値を維持するためには適切な管理と保全が不可欠です。これまで専門家の意見を取り入れながら調査や修繕を実施し、歴史的価値を次世代に引き継ぐための取組みを進めてきました。また、地域の住民や学校と連携し、合田邸の歴史や文化を学ぶ機会を提供することで地域の文化財への理解を推進してきたところです。

次に合田邸をまちづくりの拠点として活用することについては、この文化財を地域の交流やイベントの場として活用していきたいと考えています。緊急保全工事が完了し、安全が確保出来た後、展示会やワークショップなどのイベント開催を通じて

地域住民や観光客にも訪れて頂けるような魅力的なスポットにしていくことで、合田邸が地域の方々にとって身近な存在となり、多くの方に訪問して頂き、地域の活性化にも寄与することが期待出来ると考えています。引き続き、合田邸については保存と活用の両面からアプローチし、地域の歴史や文化を守りながら、まちづくりに貢献していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

重伝建制度の導入とそれに続く合田邸の保全や活用に関して、町として今後、数年間のスケジュールと事業予算はどのように想定されているのか具体的な計画をお示し下さい。

生涯学習課長（福田 純）

藪議員の重伝建制度と合田邸の今後の計画についてのご質問に答弁をさせていただきます。

重伝建制度の導入には、住民の制度に関する意義や必要性を理解し、同意を得ることが不可欠であると考えていますが、現段階では制度への同意が十分ではない状況にあります。このため、まずは地域住民や関係者との合意形成を最優先に行っていく必要があります。具体的には、同意を頂いていない方には制度の意義や仕組みを丁寧に説明し、理解を深めて頂くとともに同意を頂いている方には、制度の進捗状況等のお知らせをし、建物の保存意識が低下しないように取り組んでいきます。次に合意形成が完了した段階で保存地区としての選定手続を進めていきます。最終的には、国や地方自治体による正式な認定が行われることとなります。

合田邸の緊急保全工事の計画や対応時期等については、過去の議会等で答弁させて頂きましたように令和4年12月に策定した「旧合田家住宅（島屋）緊急保全計画」をもとに実施予定としていました。事業予算については、寄附金を原資として積み立てた基金を充てています。緊急保全工事についても、その枠内で対応することとしているため、当初の計画通りに進めていくことが難しい状況です。そのため、年度ごとに具体的な実施内容の見直しを行い、事業を進めております。今後、必要な建物等の保全工事については、専門家の意見や状況に応じて実施する予定となります。

合田邸の活用については、さくらまつり開催時や本町デー開催時に一般公開をしています。また、今年度は瀬戸内国際芸術祭の開催年でもあることから、瀬戸内国際芸術祭の開催期間中に一般公開等も検討していきたいと考えています。引き続き、公開活用を業務委託している一般社団法人合田邸ファンクラブと連携をしながら、公開や活用方法を検討し、多くの方に訪問していただけるよう努めていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

ただ今の答弁に対する再質問です。私は、さくらまつりの時も本町デーの時も

2回とも合田邸に見学をさせて頂きました。その際に感じた違和感なんですけれども、その際はヘルメット着用がありませんでした。1問目の答弁の時に緊急保全工事が完了し安全が確保出来た後に展示会やワークショップ、イベントなどを行うとありましたが、今はまだ完了してない現段階で、今はヘルメット着用がなくても大丈夫なのか、安全な所の見学だとは考えておりますが、連鎖して悪い所から引き込まれて崩れていくということもありますので、ヘルメットの着用というのをもう一度考えて欲しいと思うのですが、どうでしょうか。

生涯学習課長（福田 純）

藪議員の再質問に答弁をさせていただきます。

合田邸の一般公開につきましては、令和6年度に限定公開をさせて頂いた時にはヘルメットの着用を来場者の方をお願いをして着用して頂いた上で、見学をして頂きました。その後、同じファンクラブの方に建築士の方がいらっしゃるんですけども、その方に、建物の天井部分とかを確認して頂いたところ、直ちに崩れることは、ちょっと考えにくいということでございましたので、ヘルメットはなくても見学は可能かなということで今年4月の桜まつりとか5月の本町デー開催にかかる一般公開ではヘルメットの着用はお願いせずに実施したところでございます。今後も安全管理には万全を期して、細心の注意を払いながら、一般公開を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

この重伝建制度の導入や合田邸の活用は、町の重点施策であると繰り返し位置付けられてきました。しかしながら、これらが数年後に「結局は何も大きな成果に繋がらなかった」という結果に終わった場合、誰がどのようにその責任を引き受けるのか、あるいはどのように成果検証を行い、町としての総括や反省を行う仕組みになっているのか、あらかじめ明確にしておく必要があると考えます。「重要施策」として掲げる以上、実行と説明の責任もまたしっかりと町として受け止めて頂きたいと思えます。町としてのお考えをお聞かせ下さい。

生涯学習課長（福田 純）

藪議員の重伝建制度の導入や合田邸の活用の重要施策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

重伝建制度の導入や合田邸の活用は、本町における文化財保護と活用の重要施策であり、地域の歴史や文化を次世代に継承するために欠かせない施策と考えています。

これらの施策の責任とのことですが、前述の事業実施に向けた取組みを継続し、当該地域の発展に繋げることで町としての責任を果たすことが出来ると考えています。成果検証についてはPDCAサイクルに基づき、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）の各段階を通して、施策の進捗状況を常に把握し、必

要に応じて計画の修正を行うことが必要です。施策の成果を検証し、問題点や課題を明確にすることで次のステップへと繋げていき、施策の実施後には総括を行い、反省点や改善点を整理し、次の施策に活かすことが出来るよう努めていきたいと考えております。

また、重伝建制度の導入や合田邸の活用には、住民や民間団体との連携が不可欠です。これらの施策は、住民や関係団体、専門家と協力しながら事業を進めており、そのためには時間がかかる場合や計画通りに進まない場合も想定されますが、事業の特性上、避けられない部分でもあります。しかしながら、地域の歴史や文化を守り、次世代に継承していくため、試行錯誤しながら重伝建制度の導入や合田邸の活用に取り組んでいきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

ただ今の答弁に対しまして、再質問をさせていただきます。

町長に再質問させていただきます。

私を含めてですが、多くの議員さんたちが、今までに教えて頂いた進捗状況からあまり変化もないのに何度もやはりこのように質問をするというのは、不透明であるからだと感じております。令和5年度の施政方針からずっと同じような文言で、重要施策3つの中の一つとして、この合田邸、重伝建制度というのを掲げられております。しかし、活用方法を質問致しましても地域交流やイベントの活用などと、やはり相変わらず具体性に欠けていると感じております。重伝建に絶対するんだとか合田邸を中心に町全体を活性化するんだというような、やっぱり強い意気込みというのが、やはり伝わってきません。そして、その思いというのが住民にも伝わっていないので、合意形成が得られないのではないかなとも推測されます。そこで、町長が今、優先してやろうとしていること、行動というのは何なんでしょうかお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

この重伝建に関しましても、全てのことがまちづくりです。歴史、伝統・文化を生かした魅力のあるまちづくりと人づくりを行っていくことによって、移住・定住、交流人口を増やしていこうという人口減少対策、地方創生事業です。

この事業をやるために合田邸を活用している。そして、その合田邸を中心とした本町筋の重伝建の保存地区に指定をお願いしようと思っている地区。

多度津の魅力って何ですかと聞かれた時に議員さんは何だと思えますか。多度津の魅力、多度津って何を誇れるんですか。

（「反問権なし」と呼ぶ者あり）

町長（丸尾 幸雄）

議長、済みません。今の訂正します。ご免なさい。申し訳ないです。

そういうことを色々考えながらやっていることです。多度津の魅力ってどんなもの

か、そういう魅力を全国に発信していく、そしてそれに共感を受けた方々は来て頂く。また、そういうことをしながら、まちづくりを行っていく。多度津の歴史、伝統・文化というものが多度津の魅力だと思っています。その魅力を全国というか近隣に広げていって、そして先ほど言いましたような人に来て頂く。そして理解して頂く。また、住んで頂く。そういう人口減少対策、地方創生事業というのが根本にあります。それを一つの歴史、伝統・文化を活用することによって、多度津町に住んでもらう。そういう人たちを呼び込んでいく。そういうことだと考えておりますので。

先ほど、ちょっと私の方から質問してしまって、大変申し訳ありませんでした。以上で答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

再々質問になります。今、優先して町長にやられていることをやっていくことは何ですかという問いだったんですけれども、この多度津町の魅力を分かってもらって色んな多くの人に移住をしてもらうことが、今のこの合田邸、重伝建に対しての一つの大きな課題なんではないでしょうか。確認させて下さい。

町長（丸尾 幸雄）

先ほど申したことの繰り返しになると思うんですけども、多度津の歴史、伝統・文化というのは素晴らしいものがあります。これはもう今、ここでは言いせんけども鉄道とか電力とか、そういう歴史というものがあります。多度津の素晴らしい歴史、伝統・文化を生かした魅力のあるまちづくりと人づくりを行っていくことによって移住・定住、交流人口を増やしていこう。人に、たくさんの方に多度津町を理解してもらって多度津町に来てもらう。遊びに来てもらう。住んでもらう。そういう多度津町に住んでもらうような移住・定住、交流人口を増やしていこうとする地方創生事業が、この重伝建もしかり、それから合田邸もしかり、全ての今、行っている施策は、移住・定住、交流人口を増やしていこうという人口減少対策、地方創生事業になります。答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

重伝建制度と合田邸が移住・定住、交流人口のためのものだということが分かりました。やっぱり、この移住・定住、交流人口のことだけでは、今、住んでいる住民に対してどう思われてるのかなと思うんですけども、今、住んでいる住民の方々が、やはりこの重伝建に対して合意をしてもらえないという、この移住・定住、交流人口だけでは、やっぱり今、住んでいる方々に対しては、不十分ではないのかなと、とても責任が重いことなんじゃないのかなと思うんですけどもどうお考えでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

今、申し上げたことを繰り返しは言いせんけども、まずは人に来てもらう。住

んでもらう。それで町が活性化していく。もう地方創生事業っていうのはそういうものでありますので、多度津のいいところを宣伝して、いいところを皆さんに理解して頂いて、そして多度津町に来てもらう。そして、そこで多度津町に来てもらったら住みたくなるようなまちづくりを私どももやっていきますので、そして多度津町に住んで頂きたい。多度津町の人口を増やして頂く。そういうことが活性化に繋がっていきますので、今、住んでいる方々にとってもプラスになると思っています。みんなで多度津町を活性化していく。多度津町を元気にしていく。そのためには今住んでいる方々も来られる方々も一緒になってまちづくり、まちを活性化していかなくちゃいけないと思っています。そのための手段が今やっていることだと思っています。以上です。

議員（藪 乃理子）

ただ今の答弁に対しての再質問なんですけれども、今、住んでいる人たちのための事業ではないのではないかなと感じられました。移住・定住、交流人口のために今、住んでる方、生活するのだけでも精一杯な状況も、この物価の高騰、米がとて高くて買えないとか住んでいる人たちが生活していくのに精一杯で移住・定住、交流人口のことよりも先に今、住んでいる人のためのことを考えて欲しいなと思います。

私は合田邸という多度津町の文化財を守っていくにあたり、そこの周辺から活気を取り戻して町全体が活性化していくのがいいんじゃないかなと思います。その延長線上に、今、住んでいる人たちが活性化した上で、延長線上に重伝建や歴まち法などがあると、なおさら効果的なのではないかなと。町民は、重伝建とかよりも先に町が賑わう。自分たちの生活が安定する。そのようなものへと繋がって欲しいので、今この合田邸に対しての移住・定住、交流人口を考えての事業であることにとっても懸念を抱いております。やっぱり住民の方々が合意というものをまだ合意形成がされてないのは、やはりこういう考え方ではなくて、自分たちの生活に直結をしているという、そういう風を感じられたり、やり方をちょっと考え直さなければならぬのではないかと考えるんですが、どうでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

多度津町を活性化するため、元気にする。そのためには、やはり人が増えてくるということも大きな要素になると思います、人がいっぱい来てくれる。住んでもらう。そういうことによって税入も上がってきます。また、地域の商売をなさってる方、企業の方々、そういう方々の収入にも繋がってくるし、そういう商売が活性化していくということにも繋がってきます。それがまちづくりであり、地域づくり、そして、それを行っていくための人づくり、これも大変重要だと思っています。そういうことを全て行っていくことによって多度津町を活性化していくということなんです。それが町民の皆様方の幸せにも繋がっていくと考えておりますので、全て

のことを網羅した上で、この施策っていうものを頑張っているところであります。
以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

合意形成のために、町長をはじめとする皆さんで住民に対して思いを言っていて頂ければと思います。町がこの重伝建制度を単なる看板施策に止めるのか、あるいは本気で未来を切り開く文化政策として進めていくのかっていうのが、その姿勢が今、問われているのではないかと私は感じます。

施策方針の中に何度か積極的なPRを行うといった文言が出てきます。町を取組を知ってもらうためにも必要なことだと思います。町の広報紙やLINE、町公式のSNS、まねきねこ課のSNSなど、色々な方針で発信が行われています。先日、私のもとに届いた町からの封筒には、町公式のLINEのQRコードっていうのが印字されていました。第3期たどつの輝き創生総合戦略の中でも町公式のライン登録者を令和11年度末時点で1,500件にするっていう目標も掲げられておりました。このような封筒を受け取った方が、皆さんが登録をして町の情報などを得てくれることを期待しております。

ここで、町長に対しての提案があります。近年、多くの自治体で首長ご本人がSNSを通じて町政の方向性や日々の取組、また、ご自身の考えや思いを町民に向けて発信する事例が増えております。多度津町でも先ほど申し上げたとおりの「事実や制度の周知」として、町としての公式な広報、ホームページ、SNSでの情報発信は行われていますが、町長ご自身が住民や町民に直接語りかけるようなSNS発信は見受けられません。まず、現時点で町長ご自身がSNSを活用して情報発信を行うご予定があるのか、また、そうした手段についてどう考えられるのかお聞かせ下さい。

町長（丸尾 幸雄）

藪議員の私自身がSNSを活用して情報発信を行う予定等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるように、近年、首長が個人アカウントを使用したSNSにより、町政の方向性や日々の取組みなどについて発信する事例が増加しています。このような情報発信は、住民とのコミュニケーションを深める重要な手段であり、透明性の向上や信頼関係の構築に寄与するものと考えられます。

しかしながら、私自身が個人アカウントを用いてSNSによる発信をする予定は、現時点ではありません。

これは、発信する内容や方法については慎重に検討する必要があり、SNSは非常に迅速かつ身近な伝達手段である一方で、誤解を招くリスクがあることや情報の正確性が求められることから、発信する内容には十分な配慮が必要であるからです。また、本町の公式な情報発信には、ホームページやLINE、Facebook、

Xなど多くのツールが存在しています。まずは、ホームページなどのリスクの低い安全性の高いツールを十分に活用して、正確な情報発信を心がけていきたいと考えております。今後もSNSのよりよい活用方法を追求し、住民の皆様とのコミュニケーションを大切にしながら、適切な情報発信方法を模索していきます。

また、私が町長に就任させて頂いてすぐにホームページ上に「町長の部屋」というコーナーを開設し活用しましたが、その後、町民の皆様と相対して「町政報告会」を実施するという形に変えました。

コロナ禍以降、会合が減少傾向にありますけれども、やはりフェイストゥフェイスで意見交換がその場ですぐに行えますので、心が通った報告会になると考えており、現在も継続して行っているところです。従いまして、町公式SNS等を有効活用しながらも町政報告会という対面の会において、同じ空間や時間の中で自分の考えや思いを住民と共有することを大切にしていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

答弁に対しまして再質問をさせていただきます。

町政報告会を実施するという形なんですけれども、いつどこでどのようにやっているのか、どれ位の頻度でやられているのか、どれ位の人がいらっしゃっているのかっていうのを具体的にお示し下さい。

町長公室長（山下 佐千子）

藪議員の再質問に答弁をさせていただきます。町長公室が把握しているスケジュールの件数となりますけれども、過去5年間の町政報告会の件数ですが、令和3年度が6回、延べ170名、令和4年度が7回、延べ215名、令和5年度が6回、延べ180名。令和6年度が5回、延べ107名、令和7年度は、現在の予定スケジュールでは6回、145名の予定となっております。

主に各自治会の総会の時が多いですけれども多度津商工会議所での総会や婦人会の総会でも報告させて頂いております。時期に関しましては、総会が多いことから、主に4月から6月、7月の今の時期が多いようになっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

ただ今の答弁に対しての再質問なんですけれども、フェイストゥフェイスで意見交換をするというのは、とても有意義なことだと考えます。ですが、その町政報告会に来られない方だったり、フェイストゥフェイスだと会えた人にしか届くことがあります。同じ空間や時間の中でフェイストゥフェイスでっていうのは限度があり、その限度をこのデメリットを皆さん、住民の人、皆さんに発信するというメリットがあるのが、SNSのメリットでもあります。首長ご本人がSNSで自らの言葉で、まちづくりの考えや日々の取組、あるいは人柄なども発信することで多く

の住民の距離を縮めて信頼を高めていっているなど他の自治体の首長さんのSNSを見て感じております。私は、本町においても町長ご自身が同じ空間、時間などフェイストゥフェイスはもちろんのこと、出来れば、これほどまでに普及しているSNSを活用し、町の顔として住民に直接メッセージを届ける取組を始めて頂きたいと考えております。首長の発信というのは、制度や手続などの説明を超えて、なぜこの施策が必要なのか、どのような未来を描いているのかという熱意や信念がこの報告会に来られない、他の多くの町民たちにも伝わると思います。この点についての町長のご見解をお聞かせ下さい。

町長（丸尾 幸雄）

今、多度津町の人口2万2,500人位です。そういう方々全てに網羅出来るような、そういう通信手段はないと思います。今、限られた場の中で、私が町政報告をさせて頂く。それは町政報告会という銘打ったものもありますけども、そうじゃなくても何かの折にグループの中で、また、どこかの団体の総会への出席の中で町政報告会をさせて頂くという機会も多いです。ですから、全て今129位自治会があるんですかね。全てのところでということは、なかなか難しいと思っています。その中で自治会に呼んで頂いたら、その場で町政報告、今、私ども行政が何を考えているのかとか、どういうことをやるつもりなんだとか、そういうことをお話ししながら、町民の皆様方からご意見を頂き、フェイストゥフェイスの場をもっと持ちたいなと思っています。私にとっては、その方が町民の声を直にお聞き出来る。本当の声を聞けるんじゃないかなと思っていますので、是非そういう機会を私どもに与えて頂きましたら有難いと思っています。答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

ただ今の答弁に対しての再質問なんですけれども、そのような機会がたくさんあれば、それこそ町民の方に色々届くんだと思うんですけれども、やはり色々業務も多忙ですし、そういう機会ってなかなかないと思うんです。先ほどSNSのより良い活用方法を研究してっていうような文言が答弁の中にありましたが、私もSNSのより良い活用方法というのはとても知りたくて、と言うのもSNSに慣れている訳でもなくて、デジタルネイティブという2000年とかに生まれた方は、生まれた時からインターネットなどが普及していた世代で、その世代はデジタルネイティブと呼ばれているんですけれども、私はギリギリこの世代ではなくて、大学生や高校生の時にインターネットが出てきてという、そういう世代です。そういうデジタルネイティブではない世代からするとやっぱり慣れてないっていう、ご不安とかリスクが多かったりっていうこともあるかと思うんですけれども、一つ、町の職員の中にはとてもたぶんデジタルネイティブ世代の方もいらっしゃるし、情報発信やSNSに詳しい職員の方々もいると思うんです。町長1人では、もちろん危険なので、やっただけいけないなどは私も思うんですけれども、チームで去年開催された駅前夜

市、こちらのPR動画っていうのが、まねきねこ課のインスタグラムなんですけれども約10万回を再生しております。10万人の人が延べですけど、観てるっていうことになります。とても多度津町だけじゃなくて、どんどん広がっていくツールとなっています。先ほど町長がおっしゃったように移住・定住、交流人口を増やすという点でもとても有効なツールだと思います。まねきねこ課の方々は多度津町の職員の方で業務ではありませんので、昼休みなどに休みの時間をぬって制作をして给我いました。そういう得意な職員さんがいらっしゃるので、そういう方々と一緒に町長が中心となってメッセージを発して、職員が運営や技術面をサポートするという体制であれば、無理なくリスクも少なく取り組んでいけるのではないかと思います。町政報告会や町の広報ではやはり伝えきれない、そういうところではない移住・定住、交流人口にも向けて町長の声というのを是非、実現可能に向けて前向きにご検討をして頂けないでしょうか。改めて済みません。町長のお考えを聞かせて下さい。

町長（丸尾 幸雄）

私の考えというのは、私は公人ですから、あまり表には出られない。ちょっと語弊がありますが、表に向かって自分の考えとか批判めいたこととか、そういうことは言えないと思っています。公人っていう立場を常に考えて、考え過ぎかも分かりませんが、考えている人間なので、私もそのことによって他の人に迷惑をかけるということは考えておりません。しかし、今、藪議員のおっしゃったようなことも参考にさせて頂きながら、私ども町長公室の職員、SNSとかにすごく長けている職員がいっぱいおりますので、そういう方と相談をしながら、SNSとかそういうところでも発信が出来るようにしたいなと思っています。お約束ではないんですけども、そのような方向性だけお伝えをして答弁とさせて頂きます。

議員（藪 乃理子）

SNSっていうのは、ご懸念のとおり、やはりリスクも存在します。私自身もSNSを利用しているんですけども先ほど申し上げたように得意な訳ではないので細心の注意を払いながら、最終的には弁護士の方とかにもチェックをして頂きながら、多くの方が人々に見てもらいたいと思いながら発信をしているところです。やはり大きな反響もありますし、私自身が若い人たちと話していてSNSで町長さんが出てきてくれたら嬉しいなという気持ちもあつての提案です。他の自治体の多くは、やはり首長が常に工夫をしながら安全に活用をしております。これは意見です。投稿前に複数人でチェックしたり、事実の発信に徹したり、色々な工夫によってリスクっていうのは最小限に抑えることが出来ると思います。むしろ、今の時代に合ったツールを利用せずに発信しない方がかえって誤解や偏りを生んでしまったり、町の本当の姿というのが伝わりづらかったりするのではないのでしょうか。こうした点も含めて、首長自身の未来を語る場として、また、SNSを日常的に使

用し、情報元として活用している住民への配慮としてもSNSの活用を改めてご検討お願い致します。

続いて2問目の質問になります。こちらは質問というよりは、提案になっております。ふるさと納税の返礼品に対する提案です。

ふるさと納税の返礼品に対する条件というのが今年度も変更されたりして状況というのは、よく変更されています。しかし、町にとって必要な歳入源の一つであることは変わりありません。他の自治体の返礼品を日々チェックしながら、本町に是非取り入れて頂きたいと思うものを提案させて頂きます。例えばなんですけれども、体験型返礼品として多度津港クルーズ体験、若者のアイディアを取り入れる高校生や大学生とのコラボ商品、デジタルコンテンツを利用した多度津町のバーチャルツアーなど時代に応じた新しい形の返礼品の案も浮かんだり致しましたが、特に強く提案したいのが空き家管理サービスを返礼品として導入することです。この返礼品は、遠方に住む空き家所有者に代わって空き家の管理や清掃点検を行うサービスを提供しており、ふるさと納税を通じて依頼出来るというものです。県外に住んでいる方が多度津にある実家を相続したけれども管理に困っているという連絡が私が議員になってから12件もありました。遠方に住んでいる方には、悩みの種になっていると考えます。空き家管理サービスの導入につきましては、以下のような効果が期待出来ます。空き家所有者の負担軽減が出来ます。遠方に住む所有者が、ふるさと納税を通じて手軽に空き家の管理を依頼出来ます。地域の雇用創出のメリットも考えられます。地元のシルバー人材センターや福祉団体と連携することで、高齢者も含めた雇用の創出が可能です。空き家の適正管理が可能です。定期的な見回りや清掃、空き家の老朽化や犯罪リスクも低減でき、地域の治安維持にも貢献します。歳入の確保にも繋がります。ふるさと納税を通じて町の歳入増加に繋がり、地域の発展を支援する重要な資金源となります。近隣では、観音寺市でも同じような返礼品があります。この取組は、地域活性化と空き家問題の解決に貢献しているそうです。これらの事例を参考に多度津町でも空き家管理サービスを返礼品として導入することを検討してみてはいかがでしょうか。地域の活性化と課題解決を同時に進めることができ、ふるさと納税の新たな魅力を創出出来ると考えます。

政策課長（吉田 拓也）

藪議員の空き家管理サービスを返礼品として導入することについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

全国でも空き家の見回りや草刈りといった空き家管理サービスをふるさと納税の返礼品として提供している自治体は年々増加しており、令和7年6月1日時点で、ポータルサイト「ふるさとチョイス」に掲載されているふるさと納税における空き家管理関連の返礼品は、全国で527件となっています。

県内の市町の事例で言いますと高松市、坂出市、善通寺市、観音寺市、土庄町、綾

川町などが返礼品として取り扱っており、その内容については、空き家の巡回・報告や草刈り、玄関や家屋内部の清掃など様々なサービスがあり、返礼品提供事業者は、それぞれの自治体内にある空き家管理業者や就労支援施設などが担っております。

本町においても空き家の増加やふるさと納税の寄附額が減少傾向であるといった課題がある中で、議員ご提案の空き家管理サービスをふるさと納税の返礼品として登録することは議員のご質問にもあるとおり、行政としても多くの点でメリットがあるものと考えています。

まずは、空き家問題の大きな課題の一つである老朽化と治安悪化の防止です。定期的な管理によって倒壊リスクの軽減や不法侵入、ごみの不法投棄問題などを予防することが出来るものと考えます。

次に関係人口の創出です。空き家を所有している町外在住者などが自分の故郷へふるさと納税をするきっかけとなり、寄附を通じた空き家所有者と地域の繋がりを保つことが出来ます。また、継続的な寄附も期待出来ます。

そして、行政負担の軽減です。町が管理出来ない民間の空き家の一部を民間事業者が管理することで、近隣住民とのトラブルや苦情に係る行政負担の軽減にも繋がると考えられます。

以上のような多くの効果が期待出来る一方で、現在、町内で空き家管理サービスを提供している事業者の情報がないことから、引き続き返礼品として提供出来る可能性がある町内事業者の情報収集を行い、返礼品登録に向けた相談や情報提供などを行っていきたいと考えております。

今後も出来る限り多くの方から幅広く新たな返礼品に関する情報を頂き、他自治体との差別化も図りながら、議員ご提案のように、ふるさと納税制度を通じた地域の課題解決や本町ならではの魅力をより深く感じて頂けるような返礼品を増やしていけるように取組を推進していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

多度津に合った魅力的な返礼品が増えていくことに期待をしております。以上をもちまして1番、藪 乃理子の一般質問を終わらせて頂きます。

議長（金井 浩三）

これをもって、1番、藪 乃理子 議員の質問を終わります。

次に6番、兼若 幸一 君。

議員（兼若 幸一）

6番、兼若 幸一です。6月議会一般質問をさせていただきます。子どもの安全、安心に関する質問を2つさせていただきます。

まず1つ目は、通学路における交通安全の確保について。2つ目が、登下校防犯プ

ランの取組についてです。一問一答方式でお願い致します。

まず、通学路における交通安全の確保についてです。令和3年6月28日午後に千葉県八街市の市道で大型トラックが進路左方向に斜めに走行させ、電柱に衝突後、道路左側端を歩行中の小学生の列に衝突、小学生5人が死傷した事故が発生致しました。これを受けて「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」の策定が行われ、緊急対策のうち「通学路における合同点検」については、こども家庭庁が司令塔となり、関係省庁と連携して対策を推進し、暫定的な安全対策を含め、令和5年度末時点で76,404箇所全てに安全対策を講じたことを確認した、とあります。

対策必要箇所76,404箇所のうち、教育委員会・学校による対策箇所は41,738箇所、道路管理者による対策箇所は39,052箇所、警察による対策箇所は16,997箇所です。1箇所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるために、合計が全体数とは一致していません。

そこで、多度津町の現状について次の5点についてお伺い致します。

1点目です。教育委員会による対策としては、安全教育、ボランティア等による見守り活動、通学路の変更などがありますが、令和3年以降の対策必要箇所数と安全対策実施状況についてお伺い致します。

教育総務課長（池田 友亮）

兼若議員の教育委員会による令和3年以降の対策必要箇所数と安全対策実施状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町においては、通学路を中心とした点検を校区ごとに毎年度実施しています。令和3年度には議員ご指摘のとおり、6月28日に千葉県八街市で発生した死亡事故を受け、こども家庭庁が中心となり、文部科学省、国土交通省、警察庁等が連携し、「通学路の合同点検」を行うよう通達があり、本町においては4小学校区の通学路に対し、中讃土木事務所、警察、総務課、建設課及び教育委員会事務局の職員、各小学校の教員が「通学路における緊急合同点検」を同年8月と9月に行いました。令和3年度においては全体で16箇所、令和4年度は多度津小学校で3箇所、令和5年度は豊原校区で6箇所、令和6年度は四箇小学校区で11箇所の確認を行いました。警察や中讃土木事務所、建設課が安全工事を実施しているところもありますが、幅員等の関係で実施出来ない箇所もあります。その場所については交通指導員や地域の方々、保護者の方々等が立哨をして頂いたり、ボランティアの方が見守りをして頂いたりしています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

道路管理者が実施する対策としては、恒久的な対策の歩道の整備・交差点改良、防護柵の設置などがあり、暫定的な対策としては路面のカラー舗装、注意喚起看板の設置などがありますが、道路管理者による令和3年以降の対策必要箇所と安全対

策実施内容についてお伺い致します。

建設課長（柴田 浩志）

兼若議員の道路管理者による令和3年以降の対策必要箇所と安全対策実施内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町における通学路の安全対策については、先に教育総務課長が答弁したとおり、通学路を中心とした点検を小学校区ごとに毎年度実施しているところです。

令和3年度の「緊急合同点検」における対策箇所及び内容については各校区より16箇所の要望があり、主な対策として外側線の復旧や交差点注意などの路面標示及びカラー舗装による歩行者帯設置などの対策を行いました。

令和4年度には多度津校区より3箇所の要望がありましたが、現地診断の結果、現道幅員などの関係上、ハード面の対策ではなく、学校での交通安全教育による指導及び交通指導員、保護者の方達による立哨などソフト面での対応を依頼する対策になりました。

令和5年度には豊原校区より6箇所の要望があり、南鴨及び道福寺地区において、外側線の復旧や停止指導線及び通学路注意などの路面標示を行いました。

令和6年度には四箇校区より11箇所の要望がありましたが、現在、県事業で整備している「県道多度津丸亀線」青木地区及び「県道西白方善通寺線」山階地区の道路拡幅及び交差点改良工事と併せて実施する、歩道整備及び注意喚起の路面標示などの設置要望でありました。対策について県に確認したところ、今後の道路整備計画において、関係機関と協議し安全対策を実施するとの回答でした。

今後とも関係機関と連携、情報共有しながら、住民の皆様が安全、安心して利用して頂ける道路整備及び安全対策に努めていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次に3つ目です。警察による対策としては、信号機の設置・改良等、横断歩道の設置・移設等、道路標識・道路標示等の更新などがありますが、令和3年以降、多度津町で実施された安全対策はあるのでしょうか。実施内容についてお伺い致します。

総務課長（谷口 賢司）

兼若議員の令和3年度以降に警察により実施された安全対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町は「多度津町通学路交通安全プログラム」に沿って、町内4小学校区から毎年1校区ごとに交通安全施設の危険箇所を調査しています。警察、中讃土木事務所、建設課、調査対象校を含む教育総務課及び総務課で調査対象校から改善要望された箇所を現地で確認する合同総点検を実施し、交通安全施設の改善を行ってきました。

令和3年以降に警察によって町内で実施された安全対策実施件数と内容ですが、警

察に確認しましたところ、合同総点検のほか、重大事故発生後の対策等を含め、令和3年は横断歩道の新設や塗り直しなど5件、令和4年、令和5年は最高速度30キロ規制の新設や歩行者用信号10日の増設などそれぞれ2件、令和6年は横断歩道や一時停止の「止まれ」の標示の塗り直しなど5件の交通安全施設の改良等を実施したとのことです。また、令和3年には死亡事故後の対策として、令和4年には白方バイパス開通に伴う対策として、押しボタン信号機をそれぞれ1基ずつ、新たに整備したとのことです。令和7年度以降も引き続き、警察や関係各団体等と連携しながら子どもたちの交通安全を守るよう努めていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、4点目です。5月14日午後に埼玉県で下校中だった児童約10人の列に背後から車が衝突し、小学生男児4人が病院に搬送されました。また、5月19日午後には福岡県でハンドル操作を誤って店舗に衝突した後の車が、はずみで下校中の男児4人に突っ込み4人が病院に搬送されました。いずれも命に影響は無かったものの、当事者はいつまでもこのことを忘れることは出来ないでしょう。恒久的対策の防護柵などの整備がされていれば、防げた事故ではないでしょうか。そこで、4小学校の通学路で歩道及び防護柵が整備されている割合について、小学校毎にお伺い致します。

教育総務課長（池田 友亮）

兼若議員の小学校の通学路で歩道及び防護柵が整備されている割合についてのご質問に答弁をさせていただきます。

兼若議員ご質問の通学路とは家から学校までの道のことで、児童生徒は通学順路を表した書類を学校に提出しています。しかしながら、教育委員会ではその書類を回収、集計はしていないため、各小学校区の通学路の総延長を把握してはおりません。

よって、小学校ごとの歩道及び防護柵が整備されている割合をお答えすることは出来ませんが、現状、本町が管理する交通量の多い幹線道路の延長は約44.6kmであり、うち歩道及び防護柵が整備された道路は約1.1kmです。

主な設置箇所については旧役場前交差点、豊原小学校東側歩道、四箇小学校西側歩道、白方郵便局前交差点で、校區別内訳としては多度津地区に約180m、豊原地区に約500m、四箇地区に約380m、白方地区に約40mの整備を行っています。

また、県に県道について確認したところ、総延長約33kmのうち約20kmに歩道及び防護柵の整備を行っているとのことです。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、5点目です。通学路の安全確保は最重要課題ではないでしょうか。今後の町としての取組についてお伺い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員の今後の町としての取組みについてのご質問に答弁をさせていただきます。
通学路の安全確保は重要であり、教育委員会では学校（園）に対して、効果的な安全教育が図れるように支援していきます。例えば、子どもが通学路の安全について主体的に考える活動や歩行者と自動車の視点から事故の原因を考える活動、保護者や地域の方と共に通学路を見直す活動など、活動を工夫することで交通安全意識と交通マナーの向上に努めたいと考えています。

また、今後も警察を交えた通学路の合同点検を実施し、その結果、危険な箇所については、警察の意見を聴取して、建設課において誘導標識や道路の路面標示等を設置することで運転者への注意喚起を促し、事故を事前に防止する対策を行っていきます。なお、歩道のない道路において状況に応じて車道に外側線を設置し、通行帯を視覚的に強調するためのグリーンベルト等を設置することで、児童がより安全、安心に通学出来るような対策を行っていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問をさせていただきます。

ただ今の教育長からのご答弁は、どうも暫定的な対策っていうのが主な内容とお聞きしました。暫定的な対策では、やはり交通安全っていうのは守れないと考えます。暫定的な体制でなく、恒久的な対策を実施していくお考えについてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

教育総務課長（池田 友亮）

兼若議員の再質問にお答えをさせていただきます。

国ではグリーンベルト等に関しましては、おっしゃるとおり、暫定的な対策となっております。恒久的な対応、防護柵等の対応をするためには、幅員等の要件、また見晴らし等の問題、用地の問題等がございます。

合同点検を実施した際に警察、総務課、中讃土木事務所や建設課等道路管理者と十分に協議し、恒久的な措置がとれる場合でありましたら、予算措置を含め一つ一つ丁寧に対応していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

やっぱり事故が起こってからでは遅い。よく言われるのが、信号などは死亡事故が起きないとつかない。というのがよく言われます。事故が起こる前に、恒久的な対策を是非とも少しからでも構いませんので進めていって欲しいと強く要望したいと思います。よろしくお願い致します。

次、登下校防犯プランの取組についてです。平成30年5月に新潟市において、下校中の児童が殺害されるという痛ましい事件が発生しました。本事件を受けて、関係省庁により登下校時の子どもの安全確保のための対策が協議され、「登下校防犯プラン」としてまとめられ、登下校時における児童生徒等の安全を確保するための登

下校時の総合的な防犯対策として次の5項目が掲げられています。①地域における連携の強化、②通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善、③不審者情報等の共有及び迅速な対応、④多様な担い手による見守りの活性化、⑤子どもの危険回避に関する対策の促進とあります。そこで、次の8点についてお伺い致します。

まず、1点目です。地域における連携の強化で登下校における防犯対策に関する「地域連携の場」の構築に関する取組についてお伺い致します。

教育総務課長（池田 友亮）

兼若議員の地域連携の場の構築に関する取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、登下校の子どもの安全確保のために「登下校防犯プラン」において地域の連携の強化が謳われています。本町においては、各地区の交通安全を守る会総会において学校、保護者、PTA、地域のボランティア、自治会等の関係者が集まり、登下校時における防犯対策について意見交換、調整を行っています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問させていただきます。防犯対策について具体的な内容を教育委員会の方で把握されていまして、教えて頂けないでしょうか。よろしくお願い致します。

教育総務課長（池田 友亮）

兼若議員の再質問に答弁をさせていただきます。

見守りについて、さくらっ子見守り隊や豊原地区ながら見守り隊等が活動をして頂いております。また、この会の時に危険箇所と防犯の時に立哨の場所等の変更の話もさせて頂いております。併せて活動している方々、地域の方々には保護者連絡用ツール「すぐーる」の登録をして頂いて、例えば下校時間の変更であったりとか、不審者情報等の部分の共有がすぐ出来るようにさせて頂いております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

2つ目です。通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善で、通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施、危険箇所に関する情報共有に関する取組についてお伺い致します。

教育総務課長（池田 友亮）

兼若議員の通学路の合同点検及び環境の整備・改善についてのご質問に答弁をさせていただきます。

保護者の立哨の際など気になったところについて学校に連絡頂いたり、共有出来る体制を作っています。また、集団下校の際には、教員が通学路の確認を行い、情報の共有を行っています。併せて毎月通学路点検の日を設け、集団下校の際に子どもたちと危険箇所の確認を行っている学校もあります。以上、答弁とさせていただきます。

す。

議員（兼若 幸一）

再質問させていただきます。危険箇所など不具合箇所については、その後確認をされ、整備、改善などはされているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

教育総務課長（池田 友亮）

兼若議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほども言ったとおり、集団下校の際に発見した危険箇所等に関しましては、学校で共有し、合同点検の際に再度確認をさせて頂いております。

先の答弁のとおり、対応が可能な箇所については、各道路管理者等において工事をお願いしたりとか、それが難しい場合は外側線等の対応をお願いしているような状況です。幅員道路の関係で、どうしても工事が出来ない箇所については、立哨や見守り等をして頂いております。また、児童・生徒には、定期的に交通安全について危ない場所等の注意喚起を行っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、3つ目です。通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善で防犯カメラの設置に関する支援、防犯まちづくりの推進に関する取組みについてお伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

兼若議員の防犯カメラの設置に関する支援、防犯まちづくりの推進に関する取組についてのご質問に答弁させていただきます。

本町は安全安心まちづくり施策として、自治会が設置する防犯カメラの設置費用に対して補助金を交付しており、現在5つの自治会が補助金を利用し、防犯カメラを設置しております。併せて県も自治会や町が設置する防犯カメラ補助金事業があり、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進しております。

防犯灯につきましては、自治会がLED防犯灯を新たに設置する場合や蛍光灯からLEDの防犯灯に更新する場合は補助金を交付しており、今年度から補助金額を1万2,500円から1万5,000円に増額し、防犯灯の設置を推進しています。さらに蛍光灯の球の交換費用を町が負担し、自治会が行う防犯環境整備の支援を行っております。

また、町内には3校区4団体の自主防犯ボランティアグループが行う「ながら見守り活動」をはじめ、地域の防犯活動に尽力して頂いております。丸亀警察署や丸亀・善通寺・多度津地区防犯協会と連携しながら、自主防犯ボランティア活動の支援をしています。

ほかに防犯パトロール活動として町職員が防犯パトロール実施者証を取得し、町民、県民、高齢者の交通安全日や各交通安全運動期間に、児童・生徒の登校時には青色防犯パトロール車で町内を巡回し、児童生徒の下校時には丸亀・善通寺・

多度津地区防犯協会と合同で町内巡回パトロール活動を実施しております。

今後は丸亀警察署や関係機関等と連携し、町民に向けての講習会等を開催し、町民の防犯意識の向上に努め、誰もが安全で安心して暮らせる地域づくりを推進します。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問が1点あります。防犯灯ＬＥＤ化更新について、補助金額のアップは自治会にとっては大変有難いことです。予算執行状況についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

総務課長（谷口 賢司）

兼若議員の再質問に答弁をさせていただきます。

令和7年度より防犯灯のＬＥＤ化等に対する補助金の金額を1万2,500円から1万5,000円に増額致しました。この改正については、5月21日に開催されました連合自治会総会において各自治会に報告したところであります。なお、この補助金の当初予算は100万円であります。6月9日現在の補助金交付申請件数は19自治会で合計65灯、補助金交付見込額は97万5,000円です。4月に各自治会へアンケートを行ったところ、多くの自治会で高い関心があり、ＬＥＤ化に向けた取組をしたいとの声がありましたので、議員の皆さんと協議の上、適切な時期に適切な予算措置を行いたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、4点目です。不審者情報等の共有及び迅速な対応で、警察・教育委員会・学校間の情報共有に関する取組についてお伺い致します。

教育総務課長（池田 友亮）

兼若議員の不審者情報等の共有及び迅速な対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

警察が把握した不審者情報等は、警察よりメールで教育委員会へ送信されます。教育委員会は速やかに学校へ提供し、必要に応じて学校から保護者に対して、保護者連絡アプリ「すぐーる」等を用いて情報提供しています。

特に、警察において事件の発生場所が近いと判断した場合は、メールに加え電話で情報提供を頂いております。町内での事案で学校が把握したものについては、学校からすぐに警察や教育委員会に情報提供を行っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、5点目です。不審者情報等の共有及び迅速な対応で、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等の安全対策の推進に関する取組についてお伺い致します。

健康福祉課長（山内 剛）

兼若議員の不審者情報等の共有及び迅速な対応で放課後児童クラブ、放課後子ど

も教室等の安全対策の推進に関する取組についてのご質問のうち、放課後児童クラブについて答弁をさせていただきます。

不審者情報等の共有を迅速に行う手段として各小学校から保護者へ一斉に連絡することが出来る「すぐーる」がありますが、各小学校区の放課後児童クラブの職員も迅速に情報共有出来るように、保護者と同じタイミングで「すぐーる」の情報が届くように設定しております。

また、普段から保護者が必ず児童を迎えに来ることとなっており、利用申請の際の利用申請書には、お迎えに来る方の氏名等を記入することとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

生涯学習課長（福田 純）

兼若議員の不審者情報等の共有及び迅速な対応で放課後児童クラブ、放課後子ども教室等の安全対策の推進に関する取組についてのご質問のうち、放課後こども教室について答弁をさせていただきます。

不審者情報等については、教育委員会事務局を通じて放課後こども教室の開催場所へ情報提供することで速やかな情報共有に努めています。次に、迅速な対応についてですが、放課後こども教室では参加者名簿の作成等を通じて、緊急時に職員・協働活動サポーターが保護者と連絡が取れるような体制を構築しています。さらに、子どもたちの安全を守るために、親子で参加出来る教室の開催や保護者による送迎及び集団での帰宅など職員と保護者が協力して子どもたちの活動を見守ることで、安全な環境づくりを図っております。今後も放課後こども教室における安全対策を推進し、子どもたちが安心して学べる環境が提供出来るよう努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、6つ目です。多様な担い手による見守りの活性化でスクールガードの要請、防犯ボランティア団体の活動等の支援に関する取組みについてお伺い致します。

教育総務課長（池田 友亮）

兼若議員の多様な担い手による見守りの活性化についてのご質問に答弁をさせていただきます。

各地区の交通安全を守る会の方々が中心となって登校時に行って頂いている立哨をはじめ、青少年健全育成の観点での育成センターが委嘱している補導員の方々が受ける防犯パトロールの講習（青色回転灯装備車に乗るための講習）において、情報提供やパトロールの際の着眼点を共有するなどして、パトロールを実施して頂いております。また、防犯協会の方々が巡回して頂いたり、各校区において「ながら見守り隊」等の自主防犯ボランティア団体が活動して頂いております。

また、地域の方々にも保護者連絡アプリ「すぐーる」をインストールして頂き、不審者情報等が入った場合は共有出来るようになっています。以上、答弁とさせていただきます。

きます。

議員（兼若 幸一）

7つ目です。子どもの危険回避に関する対策の促進で、防犯教育の充実に関する取組についてお伺い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員の危険回避に関する対策の促進についてのご質問に答弁をさせていただきます。

各学校においては、登下校時の防犯教育を行っています。例えば、集団下校の前に下校時に気を付けることについて話をする。不審者対応の避難訓練の後に登下校時の不審者対応についても合わせて指導する。などがあります。その際、学年の実態に合わせて画像や動画を活用したり、ロールプレイングを取り入れたりして子どもたちの理解が深まるように工夫をしています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

最後の質問をさせていただきます。限られた財政の中ではありますが、今後の町としての取組についてお伺い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員の今後の町としての取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。現在、行って頂いている各地区の交通安全を守る会の方々や防犯協会の方々、見守り隊の方々等のご協力を頂きながら、これからも地域ぐるみで防犯対策を実施していきたいと考えています。また、園児・児童・生徒に対しては、発達段階に応じた安全教育を行っていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

交通安全対策、登下校の防犯プラン、なかなかすぐには出来ない案件ではありますが、やはり子どもたちの安全・安心のためには是非ともやって欲しい案件だと思っております。

既にご存じとは思いますが、文部科学省における登下校防犯施策として地域ぐるみの学校安全体制整備促進事業、学校安全教室の推進などがあります。また、国土交通省では防犯まちづくりの推進として社会資本整備総合交付金やパンフレットの作成・周知、相談窓口の設置などがあります。これらを活用出来るものは活用して、子どもたちが安心して暮らせる町にしていって欲しいと思っております。

多度津町の人口減が相当早まっております。現在、多度津町の人口は約2万1,000人です。住んでもらえるまちづくりにしていきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

議長（金井 浩三）

これをもって、6番、兼若 幸一 議員の質問は終わります。

暫時ここで休憩に入ります。

次の開始は、午後3時5分とします。よろしくお願い致します。

休憩 午後 2 時40分

再開 午後 3 時 5 分

議長（金井 浩三）

それでは、休憩前に引き続き、議会を再開致します。

次に 5 番、門 秀俊 君。

議員（門 秀俊）

5 番、門 秀俊、一般質問させていただきます。

瀬戸内国際芸術祭2025について。多度津駅のバリアフリー化について。一問一答方式でお願い致します。

2010年から始まりました瀬戸内国際芸術祭は今回で6回目を迎え、多度津町としては2013年からの参加で5回目になります。既に2025年度瀬戸内国際芸術祭は、春会期が4月18日（金）から5月25日（日）までの期間で開催されており、次期会期としては、夏会期が8月1日（金）から31日までの開催となっています。

多度津町は、これまでの瀬戸内国際芸術祭と同様に10月3日（金）から11月9日（日）までの38日間で開催される秋会期での参加を予定しており、現在は開催に向けた準備も本格化しているものと思っています。

思い返すと前回2022年の瀬戸内国際芸術祭は、コロナ禍での開催であり、マスク着用や手指消毒など色々な制限の中で行われました。新型コロナウイルス感染症については、完全に終息している訳ではなく、適切な感染症の対策は依然として必要ですが、前回とは異なり、アフターコロナでの開催と言えらると思います。また、令和6年6月議会で瀬戸内国際芸術祭について一般質問したとおり、今回は大阪・関西万博と同時期での開催ということでインバウンドを含め、これまで以上に多くの観光客が高見島を中心に本町に訪れる可能性があると思います。

それでは、以下5点について質問させていただきます。1、今回の瀬戸内国際芸術祭における春会期の来訪者数と傾向、その分析について分かる範囲でお答え下さい。

政策課長（吉田 拓也）

門議員の春会期の来訪者数と傾向、その分析についてのご質問に答弁をさせていただきます。

瀬戸内国際芸術祭2025については、瀬戸内の島々と沿岸部の全17エリアを会場に春、夏、秋会期の合計107日間、テーマを「海の復権」として開催されています。

春会期については、全会期で開催される直島、豊島、女木島、男木島、小豆島、大島、犬島、高松港エリア及び宇野港エリアに加えて、瀬戸大橋エリアが会場となっており、来場者数については瀬戸内国際芸術祭実行委員会が5月28日に公表した情

報によると4月18日から5月25日までの38日間で合計32万668人であったとのこと
です。

その来場者数の傾向については、新型コロナウイルスの影響で来場者が落ち込んだ
前回2022年の春会期の来場者数が35日間で22万8,133人でしたので、前回との来場
者数の比較では約1.4倍の増加となっています。一方で、過去5回のうち最高の来場
者数であった2019年は春会期31日間で来場者数が38万6,909人でしたので、6年前と
比較しますと約17%の減少となっています。

次に、その来場者数の分析としては前回の2022年には新型コロナウイルス感染症の
影響により、国外からの来場者がほぼいなかったのに対し、今回はアフターコロナ
ということに加えて、特に増加が見られる外国人観光客については大阪・関西万博
などの他の大型イベントとの相乗効果によって国外から多くの観光客の方が訪れて
いるものと考えています。

一方で、2019年と比較して来場者数が減少している点については、春会期中であ
るゴールデンウィークが曜日配列によって大型連休になりづらかったことや物価
高による出控えも多少影響しているのではないかと推測しています。

また、県実行委員会が混雑の対策として公式サイトに混雑予想カレンダーを掲載
し、それを公式アプリ等でプッシュ通知するなど混雑予想の情報発信を重点的に行
っています。そのため、前回と比べて来場者数が約1.4倍になっていたにも関わら
ず、ゴールデンウィーク中の来場者数は前回をわずかに下回っており、休日の混雑
は緩和傾向にあると考えています。

次に会場別の傾向としては、島しょ部7会場においては全て前回より来場者数が増
加しており、そのうち最も来場者数が多かった直島が前回から約2倍の10万
9,706人、次に多かった豊島が前回から約1.8倍の4万9,268人となっています。

一方で、高松港エリア、瀬戸大橋エリア、宇野港エリアの陸地部3会場について
は、これまで来場者をカウント出来る屋内有料作品がありませんでしたが、今回
から屋内有料作品が設置されたことから、島しょ部と同様に屋内有料作品の来場
者数で計測が行われました。その影響もあり、陸地部3会場においては前回2022年
の来場者数を下回っています。

以上のことから、夏会期及び秋会期についても同様に来場者の増加が見込まれ、全
会期を通じた来場者数もコロナ禍前の水準まで回復するのではないかと考えていま
す。

なお、高見島の過去の来場者数については前回2022年が2万1,596人、2019年が2万
5,198人であり、コロナ禍による減少の影響が他の会場と比べて比較的小さかった
ものの、今回は前回以上の来場者となるのではないかと想定しております。以上、
答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

次の質問に入ります。5月16日に高松市沖で発生した瀬戸内国際芸術祭のツアー船舶の火災事故がニュース等で報道されました。高見島・佐柳島の島民の方にとって、日々の移動における安全確保はもちろんのこととし、島しょ部でのイベントを行う上でも参加者の安全やその備えは大変重要であると改めて感じています。そこで、今回起こった船舶だけでなく、イベント全般における安全対策の考え方についてお答え下さい。

政策課長（吉田 拓也）

門議員のイベント全般における安全対策の考え方についてのご質問に答弁をさせていただきます。

傷病者発生時といった緊急時については、県実行委員会が作成している全体マニュアルのうち「緊急対応について」という項目に沿って県実行委員会事務局や県が運営を委託する事業者などと連携して対応することとなります。また、町職員の動員スタッフやボランティアの方については、町で緊急時の対応や連絡体制のマニュアルなどを作成し、周知する予定としています。

このほか、会期中の体制として過去の開催では、高見診療所が開設していない日は町の保健師を1名派遣し、来場者等に傷病者が出た際に一次的な対応が出来る体制を構築しており、今回も同様の体制を構築する予定です。なお、緊急搬送が必要な傷病者や急病者が発生した際は、消防本部と連携して平時の際と同様に適切に病院等へ搬送が行われることとなります。

また、来場者自身に安全対策を講じてもらうことも重要であり、飲料水の持参を含めた熱中症対策やスズメバチに刺されない対策が、まずは重要であると考えています。

先ほどの混雑緩和の事例からも分かるように、昨今では来場者自らが積極的に情報収集を行い、イベントに参加する傾向があります。そのため、県の瀬戸内国際芸術祭の公式ホームページはもちろん、町公式ホームページやSNSのほか、今後作成予定の島マップなどの媒体を活用し、事前に安全対策に関する情報提供を行うとともに会期中は多度津港で来場者に声掛けを行うなど安全対策に関する積極的な情報発信を行っていく予定です。

次に船舶の安全については、会期中は定期船が増便されるほか、高見島を含む栗島・本島間の横航路の臨時便が運行されることから、改めて船会社と協議を行い、運行上の安全確保に努めていきます。

なお、議員ご質問の高松市沖で発生した瀬戸内国際芸術祭ツアー船舶の火災事故に関しては、四国運輸局より船舶事業者に注意喚起が行われたほか、県実行委員会においても県交流推進部を通じて県内旅行業者に安全管理を徹底するよう周知が行われています。

いずれにしても日々高見島で生活をされている島民の方はもちろんのこと、来場者

の安全・安心の確保は最優先の事項であることから、その対策については県実行員会など関係団体と連携を密にしながら、今後も安全安心の確保に努めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

次の質問に入ります。3、冒頭にも言いましたが、新型コロナウイルスの影響が薄れつつある中、大阪・関西万博と同時開催ということで、高見島への来訪者は外国人観光客を含めて増加することが予想されます。

まず、町としてこれまで以上に瀬戸内国際芸術祭の推進体制を強化する必要があると思いますが、一方で、開催年度である今年度になって高見島に繋がり深い職員が不在になるなど島民や関係者の間でその体制を不安視する声が聞かれます。現在の庁内の推進体制は十分なものとなっているのか、お答え下さい。

政策課長（吉田 拓也）

門議員の現在の庁内の推進体制についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問にもありますとおり、高見島の実情や瀬戸内国際芸術祭の業務経験が豊富な町職員が不在となり、島民の方や関係者から不安の声が上がっていることは承知しております。

現在の瀬戸内国際芸術祭に係る推進体制については、本町での瀬戸内国際芸術祭の開催に伴い、本町の活性化、定住人口の増加及び国内外への情報発信の促進に寄与することなどを目的として、町長を委員長とし、各関係団体で構成する瀬戸内国際芸術祭多度津町実行委員会を平成24年11月16日から組織しています。また、内部組織として副町長を会長とし、各関係団体で構成する瀬戸内国際芸術祭支援協議会も設置されており、実行委員会の目的を果たすための支援を行っています。

この実行委員会の事務局として、瀬戸内国際芸術祭の所管部署である政策課において主担当職員1名、副担当職員3名、会計年度任用職員1名、統括として政策課長1名の体制で当該事業を進めています。

また、令和7年4月から本町から香川県瀬戸内国際芸術祭推進課に職員1名が出向し、高見島の担当者として従事しています。

本町としては、その出向職員を窓口として、県の瀬戸内国際芸術祭実行委員会と過不足なく情報共有を行い、緊密に連携を図りながら事業を進めているところでございます。

しかしながら、瀬戸内国際芸術祭の準備や会期中の運営を適切に行っていくためには、これまでの経緯や実情を知る経験が必要であり、また、会期中はボランティアの方のご協力をはじめ、非常に多くのマンパワーが必須となります。今後は所管部署である政策課以外の部署との連携強化を図りながら、経験者からも必要に応じて協力を仰ぐなどによって、より円滑な運営体制の構築について検討していきたいと考えております。

今後も庁内の推進体制の充実を図りながら、瀬戸内国際芸術祭2025の成功に向けて事業を進めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

次の質問に入ります。4、これまで高見島の作品展開については京都精華大学を中心としたものでしたが、今回の作品展開はどのような予定なのか、現時点で分かっていることをお答え下さい。また、本町のオープニングイベントやクロージングイベントなどは今回も行う予定なのかお答え下さい。

政策課長（吉田 拓也）

門議員の今回の作品展開及びオープニングイベントやクロージングイベントについてのご質問に答弁をさせていただきます。

2013年の参加当初より高見島においては、京都精華大学有志が高見島プロジェクトとして作品展開を行っていましたが、今回からは新たな作家による作品展開が行われると県の実行委員会から報告を受けています。ただし、継続作品や新展開作品は、京都精華大学関係者が過去に高見島プロジェクトとして作成した作品であることから、引き続き京都精華大学と関係の深い作家も参加することとなります。

今回の作品展開については、新規作品が2作品、新展開作品が2作品、既存作品が4作品の合計8作品の予定となっています。

まず、新規作品のうち1作品は「BankART1929」がディレクションを行う「TAKAMISHIMA ART TRAILー高見島アートトレイル」です。こちらは、共同作品及び個人作品の集合体で、グループとして計8作品が制作される予定です。しかし、その作品内容や場所については現在調整中とのことです。

もうひとつの新規作品は「EAT&ART TARO」さんの「エイリアンフード 島の外来種」です。こちらは高見島で採取した外来植物を食材とする食プロジェクトとなっており、高見島研修センターにおいて、その外来植物を材料としたカレーやお茶を創作し、有料での提供が行われる予定です。

次に新展開2作品については前回2022年と同じ場所で、小枝 繁昭さんの「はなのこえ・こころのいろ2025／除虫菊の家」、藤野 裕美子さんの「過日の同居」が新たに手を加えられ展開される作品として公開される予定と聞いております。

次に既存作品4作品については中島伽耶子さんの「時のふる家」、村田のぞみさんの「まなうらの景色 2022」、西山美なコさんの「～melting dream～／高見島パフェ名もなき女性(ひと)達にささぐ…」、内田晴之さんの「Merry Gates」が継続して展開される予定であると聞いております。

最後にオープニングイベント及びクロージングイベントについてですが、まず日程についてはオープニングイベントが会期最初の土曜日である10月4日に、そしてクロージングイベントが会期最終日の11月9日にそれぞれ実施する予定です。

現時点では実施内容は未定であり、前回2022年はコロナ禍であったことから一部縮

小しての実施となりましたが、2019年の際は高見港待合所前で歌披露や風船リリースなどのイベントを行うとともに高見いこいの家の北側で開会式として大勢の来賓の方々にお越し頂き、多度津京極少林寺拳法太鼓の披露などのセレモニーを執り行いました。

また、クロージングイベントについては、2022年は高見港発の最終便に合わせて島民の方々にサイリウムを振って頂き、来場者のお見送りをして頂きました。また、多度津港では香川大学たどつまちLaboの協力により、竹あかりや行燈を設置しました。2019年は高見港周辺で大小約20個のかがり火を焚いて、最終便のお見送りを行いました。

今回の瀬戸内国際芸術祭においても出来る限り本町の特色を活かしながら、オープニングイベントやクロージングイベントが実施出来るよう、ご協力頂ける関係機関とも協議を行いながら検討を進めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

最後に町長にお伺い致します。瀬戸内国際芸術祭の担当部署以外で、今回の瀬戸芸に併せて、多度津町として独自に検討している関連事業などがありましたらお答え下さい。

町長（丸尾 幸雄）

門議員の独自に検討している関連事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、前回2022年に初めて陸地部側の本町筋において、多度津街中プロジェクトとして3つの作品展開が行われました。その内容につきましては、旧塩田家土蔵にて尾花 賢一さんの「海と路／一太郎やあい」、旧吉田酒造場にて山田 悠さんの「Nocturne (Tadotsu)」が作品展開され、合田邸にて「多度津町―海陸交通の発展・近代化を支えた商人たち―」と題して、合田邸の内部公開とともに近世から現代に至る多度津の歴史について年表や記録映像などを用いて紹介されました。

今回の瀬戸内国際芸術祭における陸地部側の作品展開につきましては、現状では未定であり、高見島も含めた作品展開の詳細について県の実行委員会から正式な連絡を待っているところであります。

仮に瀬戸内国際芸術祭として陸地部側の作品展開がない場合においても現在、重要伝統的建造物群保存地区の指定に向けて重点的に取り組んでいる旧本町商店街エリアにおいて精力的な活動を行っている民間団体などともコラボし、定期開催している「本町デー」や合田邸の公開と組み合わせることで、陸地部側にも出来る限り多くの来訪者を呼び込み、賑わいの創出と宣伝効果の最大化を図っていきたいと考えております。

一方で瀬戸内国際芸術祭と時期を同じくして国勢調査やデマンド交通の実証実験が

予定されており、それらの事業を所管する政策課単独での事業実施は困難であることから、これまで以上に庁内の関係部署が協力して取り組む必要があります。

それらを踏まえ、町単独での取組については実施を前提として関係課において主体的に事業の検討を行った上で、実施に向けた準備を進めるよう指示を行っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

町長、有難うございます。私の意見なんですが、本町の陸地部の展示物がない場合、本町独自で考えて頂いて町内に人が流れる動線を考えてみて下さい。また、本通もそうですが、北前船日本遺産の理由地である多度津湛甫、白灯台なんかは、特に若い子にベンチとか、もしかしたらブランコでも置いたらインスタ映えして、たくさんの方が来て頂けるかなと思います。これは私のただの意見です。有難うございます。

それでは、次の質問に入ります。多度津町のバリアフリー化について。

これまで長い期間をかけて利便性や費用の問題、先行整備した跨線橋との兼ね合いなど、その整備方法について多岐にわたる議論が行われたことは承知しています。最終的には、事業主体であるＪＲ四国から示された案を基として整備することが、国・県・町・ＪＲ四国の４者で合意され、先の令和６年３月議会の総務教育常任委員会での「その他報告」において、執行部から町議会に対して示された整備内容とスケジュールで現在も整備事業が進んでいるものと思っています。

そこで、４点質問させていただきます。１、今回の多度津駅のバリアフリー化に関して、改めてその趣旨や考え方などをお答え下さい。

政策課長（吉田 拓也）

門議員のＪＲ多度津駅バリアフリー化の趣旨等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆる「バリアフリー法」に基づく国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、駅のバリアフリー化に関する地元自治体の責務が明記されるとともに１日当たりの平均的な利用者数が３,０００人以上である鉄道駅については、原則としてバリアフリー化を早期に実施するという努力義務が掲げられています。ＪＲ多度津駅については、令和５年度の実績で１日当たりの利用者数が３,８３２人であることから、国の基本方針に基づき、鉄道事業者及び関係機関と協力して可能な限り早期にＪＲ多度津駅のバリアフリー化を実現する必要があります。また、自然災害時に迅速な防災行動が取りにくい高齢者や障害がある方などの要配慮者の避難及び移動手段を出来る限り早期に確保する必要もあることから、移動等の円滑化と鉄道利用者の安全性及び利便性の向上などを目的としてＪＲ多度津駅のバリアフリー化事業が実施されています。

さらに、本町の総合計画や総合戦略策定の際に実施した住民アンケートにおいても

「多度津駅にエレベーター等がなく不便である」という声も町民の方から頂いております。

以上のことから、本町としても法令の趣旨に則り、出来る限り早期にＪＲ多度津駅のバリアフリー化が実現されるよう、事業主体である四国旅客鉄道株式会社から提示された現在の整備案に基づいて法令による既定の補助金を交付するなど地元自治体として必要な支援を適切に行っているところです。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

次の質問に入ります。２番目、現在、ＪＲ四国などの関係団体と意見交換等が行われているのか、お答え下さい。

政策課長（吉田 拓也）

門議員のＪＲ四国などの関係団体との意見交換についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ＪＲ多度津駅のバリアフリー化事業については、これまでも地元自治体として事業主体であるＪＲ四国とは情報共有や協議を重ねながら、長期にわたり事業実施に向けて検討を行ってきました。また、現在、実施している整備内容は令和５年度にＪＲ四国から提示され、それぞれの関係機関において承認の上で進められておりますが、その後の整備内容が固まった現在においても駅のバリアフリー化事業に関する詳細な事項や進捗についてＪＲ四国はもちろん国や県などの関係機関と緊密に情報交換を行いながら、進めているところでございます。

それに加えて令和６年度からは、新たな取組として「多度津駅周辺のまちづくりに係る情報交換会」を定期的に開催しております。当該情報交換会については、ＪＲ四国の総合企画本部、県の交流推進部交通政策課、本町の政策課が参加し、各団体でＪＲ多度津駅のバリアフリー化事業を所管する部署間の連携を主な目的として開催していますが、その中では単に多度津駅のバリアフリー化だけではなく「交通」や「まちづくり」などの幅広い事項について忌憚のない情報交換を行っています。

今後も引き続き関係機関との連携を図りながら、法令の趣旨に則り、ＪＲ多度津駅のバリアフリー化事業を支援するとともに、当該情報交換会の中で町・県・ＪＲ四国の三者が連携して取り組める事項を模索しながら、「交通」や「まちづくり」などの分野を中心にＪＲ多度津駅周辺の利便性の向上や町の活性化に資する取組みについて、継続して検討を行っていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

次の質問に入ります。３、多度津駅のバリアフリー化に関する最新のスケジュールをお答え下さい。併せて、以前の「その他報告」で示された整備スケジュールか

ら何か変更があったのかもお答え下さい。

政策課長（吉田 拓也）

門議員のＪＲ多度津駅バリアフリー化に係る最新のスケジュールについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問にもあります令和6年3月定例会の総務教育常任委員会でご報告した整備スケジュールについては、現時点では概ね変更なく事業が進んでいるとのことをご報告をＪＲ四国から受けています。

令和6年度については、バリアフリー化事業に係る設計業務が行われ、年度内に完了したことを確認しています。今後についても予定どおり令和7年度から整備工事に着手し、令和8年度末までの約2箇年をかけてバリアフリー化事業を実施していく予定となっています。

現時点での整備工事のスケジュールについては、現在、乗り換え跨線橋の橋桁の製作に向けた準備が開始されており、令和8年6月頃に乗り換え跨線橋の設置が完了した後に令和8年7月頃からエレベーターの設置工事が順次行われる予定となっており、来年度末を目途に駅のバリアフリー化事業は完了する見込みであるとの報告を受けています。

また、令和7年8月頃から駅東側の町有地及び駅前のロータリーの一部が今回のバリアフリー化事業の作業ヤードとして使用される予定であることから、ロータリーやＪＲ四国が運営している日貸の駐車場等の使用に一部制限が発生する予定である旨の報告を受けております。引き続き、代替えや安全対策などの必要な措置を適切に講じるよう、本町からＪＲ四国に対して働きかけを行っていく予定としております。

今後も整備スケジュールの変更などがありましたら、これまでと同様に遅滞なく議会の皆様にご報告をさせていただきますと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

4、令和6年度末で設計が完了していると思いますので、設計完了後の整備内容について、変更点の有無を併せてお答え下さい。

政策課長（吉田 拓也）

門議員のＪＲ多度津駅バリアフリー化の整備内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

整備内容についても整備スケジュールと同様に令和6年3月定例会の総務教育常任委員会でご報告した内容から現時点では変更なく、事業が進んでいるとの報告を受けております。具体的な整備内容を改めて申し上げますと、まず、ＪＲ多度津駅南側の旧パン屋付近において、改札内からホームに渡る乗り換え跨線橋と3基のエレベーターが新設されることで法令上のいわゆる「移動等が円滑化された経路」が整備

されることとなります。また、その乗り換え跨線橋から各ホームへの階段も併せて整備される予定となっております。その他として既存の多目的トイレへのオストメイト設備の設置、ホーム等の点字ブロックの改良、改札の拡幅、触知案内板の設置、駅の待合所の引き戸を容易に開閉可能な構造に変更するなどの移動等円滑化基準に適合するための設備の整備が予定されております。

今回のバリアフリー化事業によって、利用者の方の動線距離は現状とほぼ同程度ではございますが、現状の駅舎よりも安全性と利便性の両面において一定の向上が図られる計画となっております。

さらに、将来的な駅舎更新の際には多額の事業費が必要とはなりますが、駅舎自体を複層化し、平成29年度に整備した駅北側の緊急避難路と接続することで更なる利便性の向上を図ることも可能となるように長期的な視点をもって事業が進められております。

今後、整備スケジュールと同様に、もし、バリアフリー化事業の整備内容に変更などが生じた場合は、これまでと同様に議員の皆様に遅滞なく、ご報告させて頂きたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

丁寧な説明、有難うございます。多度津駅がバリアフリー化されていないから、丸亀駅を利用しているという町民の声を聞いています。移動に困難を抱えている町民の方やご高齢の方にとって、最寄りの駅がバリアフリー化されることは非常に重要です。そして、多度津駅の結節点としての特性を生かしながら、街の活性化を図っていくとともに誰もが住みやすい街を作っていくことは、多度津町が今後より持続可能な自治体となっていくために必要なことだと思います。

将来的な駅舎複層化などによる利便性の向上も視野に入れながら、現在行っている多度津駅のバリアフリー化についてはその趣旨に則り、出来るだけ早期の実現を要望して、私の一般質問を終わらせて頂きます。本日は、有難うございました。

議長（金井 浩三）

これをもって、5番、門 秀俊 議員の質問は終わります。

それでは、これにて一般質問を終了致します。

一同、ご起立をお願いします。礼。

本日の日程は、全て終了致しました。

これにて散会致します。

次回は、明日午前9時より一般質問を行いますので、よろしくお願い致します。

長時間お疲れさまでした。

散会 午後 3 時46分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 7 年 6 月 10 日
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局 長

書 記